	決算特別委員会記録
開会年月日	平成 25 年 9 月 12 日
開議時刻	午前 10 時 00 分
散会時刻	午後 3 時 28 分
	◎中村豊治 ○野崎隆太 吉井詩子 世古 明 福井輝夫
	品川幸久 藤原清史 上田修一 小山 敏 浜口和久
出席委員名	工村一三 宿 典泰 中山裕司
	杉村定男 議長
欠席委員名	
署名者	世古明福井輝夫
担当書記	伊藤 亨
	「議案第75号 平成24年度決算認定について」外4件一括
協議案件	
	市長、副市長、総務部長ほか関係参与
説明者	

審査の経過ならびに概要

午前10時、中村委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第75号平成24年度決算認定について外4件一括」を議題とし、議案第75号の歳入款1市税から審査に入り、歳出款8観光費まで審査を終わり、諮ったところ本日はこの程度で散会し、13日午前10時から継続会議を開くことを決定、本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後3時28分に散会した。

(散会 午後3時28分)

開議 午前10時00分

◎中村豊治委員長

それでは、ただ今から決算特別委員会の継続会議を開きます。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、世古委員、福井委員の御両名にお願いをいたします。 それでは、「議案第75号平成24年度決算認定について」外4件を一括議題といたします。 審査の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

ありがとうございます。御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。審査につきましては、議案第75号から順次審査を行い、 審査終了した後、5件一括に対する討論を行い、続いて採決を行う形で進めたいと思いま すので、よろしく協力をお願いいたします。

また、自由討議の方法につきましては、今回の自由討議につきましては、一般会計、特別会計、企業会計の審査終了後、及び、全議案の審査終了後、並びに、委員各位から申し出がありましたら随時行うということで、そのようにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。 次に、審査に入る前に委員長から一言皆様方にお願いを申し上げます。

審査につきましては、平成24年度決算に対する質疑にとどめていただき、起立のうえ発言をしていただきたいと思います。また、数字のみを確認する質疑、要望事項、他の委員の質疑と重複する質疑については避けていただき、関連質疑のある方は、質疑の重複を避け要領よくお願いをしたいと思います。

なお、質疑につきましては、一問一答方式で行い、簡潔にお願いをいたします。 続いて、当局説明員の皆さんにお願いを申し上げます。

当局の説明員の方におかれましては、発言の際、挙手の上、大きな声ではっきりと、自 らの職名を告げていただきますようお願いをいたします。

また、委員の質疑の要旨を的確に把握され、答弁につきましても要領よく簡潔にお願い して審査の進行に協力をお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、効率よく進めていきたいと思いますので、委員及び当局の皆 さんの格別の協力をお願い申し上げます。

それでは、5件一括の議案中、「議案第75号平成24年度決算認定について」から、審査 を願うことにいたします。

事項別説明書により、一般会計の歳入から審査に入ります。

審査につきましては、原則といたしまして、歳入は款単位、歳出につきましては項単位 で、審査をお願いいたしますので、よろしく協力をいただきたいと思います。

【款1 市税】 一括

◎中村豊治委員長

50ページを開いてください。

それでは、款1から審査に入ります。

款1市税、ご発言ありましたらお願いいたします。

小山委員。

〇小山 敏委員

おはようございます。

固定資産税のことでちょっとお聞かせください。24年度もですね、この収入済み額に対しまして、収入未済額がかなりの額残っております。

率にして14.6%ということなんですが、この住民税といいますか、市民税ですね、これは昨年度の前年度の所得に応じて課税されますから、そこから支払えばいいんですけど、固定資産税の場合ですね、現金収入はないけども、不動産をたくさん持ってる方は、固定資産税がかかってきますよね。

不動産収入でもあればいいんですけども、全くないような方はですね、ちょっとたくさん土地なんか持ってて有効活用されてないときなんか、困窮されてるかもしれないんですが、そういう方に対する支払いは、困っている人にはどのような処置といいますか、対応されておるんでしょうかね。

●西山収税課長

固定資産税の未収金の話と、収入が伴わないことに対してですね、収入がない方については大変困っているというふうな事情が大変多ございます。

基本的には、税の納付というのは一括納付というところでございますけれども、いろいろ、財産調査をさせていただくとか、納税相談をさせていただくとか、そういった中で、

分割で納付をしていただくとか、そういった対応をさせていただいておるというふうなと ころでございます。

〇小山 敏委員

はい、ありがとうございます。

それで今現在ですね、その実勢価格と固定資産税の課税標準額といいますか、が乖離しているために、段階的にこの課税標準額上げていますよね。

で、実勢価格がどんどん下落してるんだけど、固定資産税が上がっとるという逆転現象が起こっとって、ちょっと市民の方には理解しづらいような部分もあるんですけども、3.11の大震災以降ですね、津波に弱い地区なんかかなり下落してると思うんですけども、逆転現象が生じていませんかね。その実勢価格より固定資産評価額のほうが高いとかそんなことはないですか。

●石田課税課長

今ご指摘のように、地価の価格は下落、ずっと下落傾向にあるんですけれども、所によっては、御指摘のように、評価額と課税標準額がかなりまだ差がありまして、課税標準額が価格のほうに追いついてきていないという地域におきましては、今も、地価は下落しているんですけれども、評価額は据え置きなり、少し上がるといったところもまだございます。調整中というところでございます。

〇小山 敏委員

わかりました、ありがとうございます。津波に弱いところなんかですね、土地売りたくても売れないようなとこもあるように聞いておるんですけども。

そういうようなところで、固定資産税下げてほしいみたいな声もあるんですけど、その 辺はどんなふうに考えておられるでしょうか。

●石田課税課長

固定資産税につきましては、3年に1回評価替えというのがございまして、その評価替えに基づきまして、評価がなされそれに基づいて課税がなされます。

ですので、先ほどの負担調整のところもございますけれども、宅地につきましては、そういう負担調整が進んでまいりまして、24年度の負担調整におきましては据え置きが80%から90%に見直されたということもございまして、24年度につきましては、上昇がされた宅地というのがかなり多くございましたが、25年度課税につきましては、その上昇の宅地がですね、12%ということで、かなり減りましたので、それによって、課税をさせていただいているというところでございます。以上です。

◎中村豊治委員長 福井委員。

○福井輝夫委員

53ページの都市計画税ですね、こちらでお聞きしたいと思います。

今回、収入未済額4,600万ほどございます。

今回の納税義務者数は5万6,926人ということで、昨年と比べますと、昨年が5万6,741人ということで185人増えております。

しかしながら収入済み額ですね、こちらは13億8,116万1,283円、これが昨年は14億3,493万2,283円ということで5,377万1,000円、逆に減っております。

その辺のまず理由をお聞かせいただきたいと思います。

●西山収税課長

都市計画税の収入につきましてでございます。

都市計画税の徴収に関しましては、固定資産税と都市計画税、一括で徴収をさせていただいとるところでございます。その中で調定額に応じて按分させていただいて、計上させていただいておるところでございます。

収入が少ないという理由になりますけれども、固定資産税も含めてでございます。

かなりですね、やはり先ほどの小山委員からも御指摘ありました収入に伴わない財産であったりとか、そういったところがございます。現状といたしましては、そういったところから、なかなか、徴収が進まない、滞納整理もなかなか進まないというふうな状況でございます。以上でございます。

○福井輝夫委員

先ほどは収入を伴わないためになかなか徴収することできない、というようなことをおっしゃいました。この都市計画税が始まった時点で、かなり大きな論議もございました。

大きな山を持っているけども、何の収入もないんだと。そういうところで、やはり都市 計画税というのを一律かけるというのは非常にちょっと、疑問に感じるというようなこと もございました。

それはまた新しい違う問題なんですが、都市計画税を徴収するのに都市計画区域というのがございますね。伊勢市を一つの大きな区域にみた場合に、海側と山側だいたいど真ん中付近で都市計画区域が設けられておりますね。その都市計画区域の見直しという部分を4年前、私ちょっと質問をさせていただいたことがございます。見直す時期、まあ5年ぐらい来たらまた見直したいという話もございました。それについての経過状況をお聞かせください。

●高谷都市整備部長

福井議員のおっしゃるとおり、見直しをさせていただきました。 まだ現在のところ、まだ、決まった予定はございません。以上です。

○福井輝夫委員

先ほど見直しましたということでしたが、具体的にどのように見直したんでしょうか。

●高谷都市整備部長

用途の要件とか区域、それぞれの内容を見直させていただきました。以上です。

○福井輝夫委員

そんな中でですね、私、都市計画区域に外れとる中で、沼木等の付近、確か日本特殊陶業等もございますが、かなり発展している部分もございます。

しかしそこはもう完全に外れているんですね、都市計画区域から。そういう部分での不 公平というか、そういう部分もやはり指摘する方もございます。それについての見直し等、 改めて考えることはないんでしょうか。

●高谷都市整備部長

都市計画区域につきましては、議員もご存知のとおり、今後、都市計画審議会にお諮り して、その辺は決定していくことでございますので、また、その辺の議題については、審 議会等を通じて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○福井輝夫委員

はいわかりました。

それではまた都市計画審議会の中で、そういう部分でもんでいただくということも、今 後改めてあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎中村委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

すみません、私は自主財源の確保という観点から御質問申し上げたいと思うんですけれども、今回の決算書を見せていただくと、歳入において461億7,972万4,000円ということで、昨年が460億7,800万ということですから、1億円余りこうふえたということであります。

これは、歳入全体の数字として1億円ふえたという言い方がいいのか、内容についてのですね、どの部分がふえたということを言うのかによっては、随分変わってくるかなとこんなこと思うわけなんですけれども。

今回その中で、今、委員会で示されております地方税についてですね、165億5,678万4 千円、35.9%ということであります。当然、我々の議論の中には、自主財源の確保をどれ ぐらい上げていくんか、どのようにやっていくんかということが非常に論点なって、産業 構造であったり、他の支出の抑制であったりということを、議論を申し上げておるわけで ありますから、当然そのあたりのことの、今の現状の数値の観点からですね、165億5,600 万の収入をみたということの結果として、どのような、財政当局の評価をされておるのか、 ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

●鳥堂行政経営課副参事

それでは、今の宿委員の御質問にお答えをさせていただきます。

市税におきましては、165.5億円という形で、今御指摘をいただきました。

23年度が164.9億円、およそ6,000万円ほど市税のところでは伸ばしておるというところでございます。こちらにつきましては、基本、自主財源をもってすべての施策が行われるというのが好ましい状態でありますけれども、これとあわせましてになりますが、地方交付税という形でも今回109.9億円、前年度の109億円と比べますと9,000万円ほど伸びておると、こういった形での財源をですね、利用する中でというのにはいろいろございますけれども、今、経済状態、あまり好ましくないという中で、こういったところも産業の振興等で自主財源をふやしていくという方向に進んでいけばというふうには思っております。以上でございます。

○宿 典泰委員

当局のほうでそういう評価をされておるということであります。

我々の方でいつもその議論になる自主財源と依存財源という比率についても、今回は自 主財源としては43.8%、依存財源で56.5%ということですから、極力自主財源の比率を上 げていくということが目標ということは、我々共通の認識だと思います。

そのために、先ほど言った経済状況であったりとか企業誘致だったりとか、それに含まれるもんについての財源の手当てというんですかね、収入として入ってくる手当を伸ばしていきたいということは、それぞれ、考えておるわけでありますけれども、この中で、やはりこう見せていただくと、165億5,000万円の収入未済ということで目標を持っておってもですね、結果的には不納欠損であったりとか、その中に収入未済と言われる未収金が出るということについて、やはりこのあたりをどのようにきちっと抑制をして、次の不納欠損につながらない状況を作っていくかという非常に大きな論点だと思うんですね。

今回も、収入未済のほうから言わせていただくと、17億6,200万から出ておるということで、ここに示されています。17億円、17億6,000万からの収入未済がある。未収だと、未収金があるということについて、やはりこれは過年度になるとですね、そのことが非常に重荷になって、財政当局のこの財政全般のことについて非常に比率が高くなってくるんではないかなとこんなことを思いますし、行政の方の職員の配置であったりとか、収税に向かう力というんですかね、そのあたりのことに非常に関係をしてくるもんですから、この収入未済について、上げない努力というのをどのような形でやられておるのかということを、ちょっとお示しもいただきたいと思うんですね。これはもう、徴収関係かもわかりませんけれど、数字として出ておるもんですから、あえて、歳入の部で聞かせていただいております。

●西山収税課長

収入未済17億約6,300万円というふうなところで、この額につきましては昨年度の決算特別委員会の際にも、約18億5,000万でしたか、そのあたりでかなり厳しい御指摘をいただきました。

私ども徴収努力はしてまいりました。結果的にこの17億6,300万円の未収を出してしまったこと、これは、まだまだかなり高額であるというふうな認識でございます。

特に滞納繰越になってしまうと、なかなか徴収がしにくいという現実もございます。

そのような中で徴収努力といたしましては、財産調査の強化であったりとか、その滞納の実態調査、原因分析、そういったところをしっかりやった上で納税交渉を強化していくと、そういうところを考えております。平成24年度につきましても、そういった努力をしてまいりました。結果的には、滞納繰越につきましては、若干ではございますが、例年よりも収納率を上げているというふうなところで、この路線で進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○宿 典泰委員

わかりました。

その答えで毎年やられておるんだろうなと、こんなことを感じるわけなんですけれども、結果的にはこの収入未済の17億6,000万というのが、翌年度の不納欠損額に移行してしまうと、とれないということになるわけですね、不納欠損ですから。今回も1億円からの不納欠損があるわけであります。このことっていうのは、もう毎年決算の中でも、予算のときにでも、徴収のあり方ということをいろいろと皆さんと議論をしておるわけなんです。

非常に最近は、債権回収についても別の部屋を作っていただいて、係を作っていただいて、それの徴収率が上がったと聞くものの、やはりこの収入未済をどれだけ少なくするかということが翌年の不納欠損を少なくするということは、もう当たり前の原理なわけであります。ここへ集中しないと、自主財源の確保というのはままならん話だと思います。

正直、今自主財源の確保ということで議論ということで、質問申し上げておるのはそのあたりのことなんです。新しく生み育てられて、自主財源として確保できるものがあればいいんですけれども、今、現状として、その課税されたものがとれないということになってきたときに、そのもの自体の数字の大きさということを感じるとですね、非常にこのあたりのその思いをもう少し強くして、全庁の問題としてとらえてですね、確保をお願いしたいと思うんですけれども。

決算の結果ですから、こういう結果のこれに立って、責任のある方の、ちょっと御答弁 をいただければなと、こんなこと思います。

●藤本総務部長

今委員おっしゃっていただいたとおりかと思います。

自主財源の比率で見ますと、市税の割合ですけども、平成22年が一般会計に占める割合が33.2%、23年度が35.9で、24年度におきましても35.9ということで、税源移譲がありましたものの、ますます市にとって貴重な財源というふうになっております。

委員おっしゃられますように、地域の活性化によりまして新たな税を生むということも必要ですけども、今、かけさしていただいとる税をいかに収納していただくかということが、一方で重要になってまいります。

私ども強化をしてるわけでございますけれども、数値を少し披露させていただきますと、今年度、その徴収を、率ですけども89.9ということで、まだまだ評価していただく数字にはなっておりませんけども、昨年対比0.7、一昨年ですと1.2というふうに今上昇を続けております。その中身を見ますと、現年度は、24年度は0.2%の伸び、ただ、繰越分につきましては21.0%ということで、23年度が16.5%でしたので、4.5%のプラスの伸びになっ

ております。この部分につきましては、今収税の方で進めておりますコンビニ収納、それから口座振替といった収納環境の整備とともに、納めていただかなかった税につきまして、臨戸徴収、それから昨年度から、まだ成果として上がっておりませんけども、不動産のインターネット公売とか、それから、財産調査の強化によります、銀行の預貯金などの差押え、こういったものを強化している成果であるかなというふうに考えております。引き続きですね、この税収の確保につきまして、強化をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

すいません、ここのところで少し聞かさせていただきます。

今、総務部長のほうからもインターネット公売システムを活用した差押えというふうな言葉が出ていました。この成果表も見させていただきますと、ここの部分で出ておるんですが、これの実績というのはどのようになっていますか。この成果表の中にこの実績が出ていないので、少し聞かしていただきたいと思います。

●西山収税課長

インターネット公売の取り組みというところでございます。

現在、滞納整理、滞納処分というふうなところで、預貯金や生命保険等を中心に差押え 換価を進めているところでございますけれども、不動産等につきましても差押えを強化し ていくというふうな考えはございます。そういった中で、差押えから換価まで実行してく ということを目的に、インターネット公売というふうなものを平成24年度に導入いたしま した。平成24年度に導入いたしましたと同時に、既存差押え物件、これは土地になります けれども、1件の公売を実施したところで、出品をさせていただいたところでございます。 残念ながら、平成24年度第1回目の公売につきましては、入札者、入札参加者がなしと いうふうなところで不調に終わっております。

なお、この物件につきましては、本年度も引き続き同物件について公売を進めていくと いうふうな状況でございます。

○浜口和久委員

わかりました。

1件出品させてもらって、入札者なしということでございます。

先ほどからいろいろご議論、固定資産税とかそういった部分でも出ておりますが、例えば言いますと、その評価額のどれだけっていうふうな状況で出品されとるんだと思いますね。で、結局なんで入札者なしで落札されないか、その評価額と現実の価格というのが、これまだまだ離れているんじゃないかというふうな部分も感じられるとこやと思います。

そういった部分も考えてですね、これから、入札、インターネットに出品される部分でですね、今後の考え方というのだけちょっと教えていただけますか。

●西山収税課長

不調に終わったというふうなところで、そこの原因というふうなところでございます。 評価額につきましては、不動産の鑑定評価に基づきまして、見積額を設定させておりま す。これにつきましては、国税なんかでも実施しております換価の事務概要等を参考に、 その見積額を決定をさせていただいておるところでございます。今後も見積額については、 鑑定評価に基づいて設定をしていく予定ではございます。

ただ、なぜ、参加者がなかったのかというふうなところでございますが、一つには、広報面の強化というふうなところが必要かというふうに考えております。こういった物件が出されましたというふうなところを、皆さんに周知をするというふうなところも、ひとつの大切な取り組み方というふうに考えております。以上でございます。

○浜口和久委員

わかりました、ありがとうございます。これ、ここに載っとるのは不動産の差押えで公売を開始したということでございますが、この中で、この費目の中で、項3の軽自動車税というのもまだ収入未済額、これは不納欠損には至っておりませんが、収入未済額が772万5,500円ですか、これだけ残っております。と言いますと、動産のほうもですね、例えば軽自動車税を納めていただけない、それから原付ですか、納めていただけないというふうな状況の中で、そういったものも、今後そういったところへも差し押さえというふうな部分を強化していくっていう考えはあるんかないんかお聞かせください。

●西山収税課長

差押えにつきましては、基本的には、現在のところ、債権を中心にやらさせていただいております。ただ、インターネット公売を導入したことによりまして、特に軽自動車、普通自動車も含めて、そういった財産も公売、インターネット公売システムを利用して、今後進めていきたいというふうには考えております。

ただ、ひとつ課題といたしましては、例えば自動車なんかですと、自動車の保管場所の 確保であったりとか、入札希望者のための閲覧会であったりとか、動作確認への対応であ ったりとか、そういったところが今課題であるというふうに考えております。

ただ、県内を見ましても、自動車の公売というふうなところに取り組んでいるところも ございます。先進地の取り組みを参考にいたしまして、前に進めていきたいというふうに 考えております。以上です。

○浜口和久委員

はい、わかりました。そこらへん研究をしていただいですね、なるべく収入未済、それから不納欠損に至らないように努力をしていただきたいと思います。

そこでもう1点だけなんですが、これは市民税のところで、特別徴収をされているところで、なおかつ、収入未済というふうな状況に至っている部分もあろうかと思います。

この翌月に督促状を送付して、早期の納付を督促しておりというふうな部分がございま すんで、ここら辺ですね、特別徴収にしていただいたっていうことは、市民税を払ってい ただく方が会社へ払っていただく、会社が今度はまとめて市へ払っていただくっていうふうな部分で、それが市民の方からは、会社が受け取っておって、それが市へ届いていないというふうな状況になりますと、今後もし会社に何かあったときにですね、そこで働いてみえる方と、また市の方との対応というふうな部分がかなり複雑になってこようかと思います。ここら辺の収入未済といいますか、収納率の部分でどのように強化をしていこうと考えているんか、最後にお答えください。

●西山収税課長

委員仰せのとおり特別徴収といいますものは、事業所が給料から天引き差し引きによって事業者みずからが納付をしていただくと、いわば従業員からの預かり金的なところでございます。これにつきまして滞納が出るというふうなところは、従業員が、税金を払っていないというふうな状態になってしまいます。

こういった意味からも、特別徴収の滞納事案につきましては、極力早期に対応していかなければならないというふうに考えております。原因といたしましては、当然事業不振等々というふうな話を聞いておりますけれども、いずれにいたしましても、とにかく早期に対応していくと、このように考えております。以上です。

【款 2 地方讓与税】~【款12 交通安全対策特別交付金】 一括

◎中村豊治委員長

次に、款2から款12一括で審査をお願いいたします。

- 【款2 地方譲与税】 発言なし
- 【款3 利子割交付金】 発言なし
- 【款4 配当割交付金】 発言なし
- 【款5 株式等譲渡所得割交付金】 発言なし
- 【款6 地方消費税交付金】 発言なし
- 【款7 ゴルフ場利用税交付金】 発言なし
- 【款8 自動車取得税交付金】 発言なし
- 【款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金】 発言なし
- 【款10 地方特例交付金】 発言なし

【款11 地方交付税】

○工村一三委員

56ページの地方交付税のところでお聞きしたいと思います。

地方交付税につきましては、当初予算99億円と補正予算が約73億円ということで、交付決定が100億円ということで、初めてかどうかわかりませんけど100億円を超えたという数字になっております。当局としましては、この100億円を超えてということについて、どういうふうな評価をされているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

●鳥堂行政経営課副参事

工村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

結果としましての100億円を超えたというところではございます。

基準財政需要額、需要額のところで必要となる経費の算定に有利と思われるもの、例えばですけれども、起債を起こす際にも交付税措置の高いものを中心的に選んでおるという中で、交付税での需要額が上がってまいりました。それに対して、収入額のほうは頑張ってとっておるもののというところもございます。

全体といたしましては、収入の上がらない部分、その需要と収入の差額分を交付税交付金という形で頂戴しておるわけですので、こちらにつきましては、あくまでも結果であるというふうに判断しておるところでございます。以上でございます。

○工村一三委員

はい、ありがとうございます。

合併特例債等を非常に有利な借金をしていただいているというふうなことが、この結果につながったというふうに思います。その点については、非常に評価をしたいと思います。24年度、地方債が487億6,000万ということで、25年度末には約500億を超えるという地方債の残高もございます。

ただその中で、臨時特例債という形の財政対策債で203億という大きな分野を占めているという点につきましては、非常に臨財でも一応借金は借金ということでありますので、この辺を非常に危惧をしておるわけですけど。

算定替えが27年に終わるということで、約23億ぐらいの影響がこれからこの交付税にか かってくるんじゃないかというふうに思っております。

特に、伊勢市の場合、先ほど自主財源の話もございましたけど、この交付税が大きく、 財源のウエイトを占めるということにつきまして、非常にこの交付基準額に対する交付決 定額、差が22億くらいあるんですけど、この中身の査定というのは非常に難しいと思いま すんですけど、この算定替えに向けて、その辺はどういうふうに、これから把握していく つもりでおるのか、お聞かせ願いたいと思います。

●鳥堂行政経営課副参事

御質問いただきました部分につきましては、私どものほうといたしましても、平成27年 度まで普通交付税につきましては合併算定替ということでの特例加算がされております。 御指摘いただきましたように、私どもの試算も23億程度というふうに見込んでおりますけれども、これが徐々に28年度から32年度にかけて段階的に減額されていくというところでございますので、交付税がある程度下がってしまうものとはなります。ですけれども、今申し上げましたように交付税につきましては、あくまでも需要額算定されるという標準運営基準財政需要額と、収入額との差額でございますので、需要額のところで必要となる経費につきましては、一般財源化という形で、今後、厚く見積もられる部分も出てまいりますので、こちらにつきましては、財源の確保に努めるということに重きを置きまして、需要額を想定しながら、負担感が極力小さくなるように対応していきたいと、そのように考えておるところでございます。以上です。

○工村一三委員

最後にします。

実際、算定替えが近づいてきたということですので、基本的には貯金もある程度持ってなければ、これからも厳しくなってくるんじゃないかというように思います。

おかげさまで、24年度は100億を超えたということで、非常に喜ばしいことでありますけど、先がございますので、今後とも財調等を蓄えていただきまして、27年度以降の財政に影響のないように、ひとつお願いしたいと思います。以上、終わります。

【款12 交通安全対策特別交付金】 発言なし

【款13 分担金及び負担金】

○品川幸久委員

すみません、毎回ここで聞かせていただいておりますんですけど、保育所の負担金についてでございますが、今回、調定額が5億9,865万2,668円、収入済額が5億5,944万2,933円、不納欠損が365万1,565円で、収入未済額が3,558万8,170円となっております。

委員長のほうからあまり細かい数字を聞くなということで、先に聞かせていただきまして、今回の現年分、過年度分を引いたものですね、これが765万2,071円の収入未済があったわけですけど、これについてはずっと言わせていただいておるんですけど、県の監査さんから、公金取り扱いができないところがするのはおかしいんではないかという御意見と、また利便性とかそういう効率性の問題も含めて、銀行振り込みにされたと。その瞬間から、急に収入未済がふえてですね、平成18年もっと前ですね、平成17年、16年あたりから急に700万という大きな数字が出まして、平成18年には710万ぐらいですね、19年では900万、20年には1,300万、そして21年度では1,100万、22年が826万、23年が807万、そして、24年は765万と、それまでに、公金取り扱いをその人に任命したらどうやとか、銀行振り込みをなくしたらどうやというふうな話もさせていただきました。

当局のほうとしては、銀行振り込みはなかなかはやめることはできないということなんで、一応公金取り扱いは園長先生のほうから、保育料を納めてくださいというお願いにあがってもらうというようなことをしていただいておりますが、実はこの成果が出とるか出てないかというとこが非常に問題なんで、そこら辺の評価はどうされておりますか。

●古布こども課長

大変未収金がふえてきている中で、ここ何年かは下がってきているというふうには理解をしてるんですけども、保育園の園長等に声かけをしてもらっている、そういうふうな中で、現年分につきましては、委員数字を言っていただきましたけれども、まず収納率に関しても98.63%ということで、前年に比べますと0.08%とわずかではございますけれども増えておるという状況でございます。過年度につきましても、23年度が11.76%のところが22.27%ということで、過年度分にはかなりポイントが上がっていると、そういうふうに理解をしております。以上でございます。

○品川幸久委員

1番大事なことは、お子さんを連れてお母さんがみえるときに、園長先生が保育料のほうをお願いしますというところがやっぱり1番ネックになるのかなと思って、なかな顔が見えないところですわね、そういうところではなかなか納めていただけないというのが現状やと思います。

それでですね、今なかなか銀行振り込みを停止することはできない、中には園長先生が 自分とこへ持ってきてくださいねと言って申し込まれると、じゃあ持っていきますという 人と分かれとると思います。

そんな中、払われない方に関しては、やっぱり、お宅は銀行振り込みをやめていただいてですね、ほかに銀行振り込みできっちりやられる方はたくさんおるわけなんで、そういう方はやっぱり把握されておると思うんで、その人らに関しては銀行振り込みではなくてというようなことに持っていけないのか、そこら辺はどうでしょう。

●古布こども課長

銀行振り込みで落ちなかった保護者につきましては、督促状を、園長のほうから、保護者の方に渡して納付をうながしておると、そういうふうな状況でございます。以上でございます。

○品川幸久委員

この不納欠損の部分で365万1,000円、今回不納欠損が出とるわけなんですけど、これの内訳についても聞かせていただきました。生活困窮者の部分が63.9%、生活保護の方が0.55%、病気療養中が2.63%、転出が21.87%と、納付の意識欠如が6.72%、不明が4.34%ですか。この転出と意識欠如の方を含めると約100万ぐらいの不納欠損になっておるんですけど、普通で考えるとですね、どういう方法があってどういうふうになっておるかはわかりませんけど、例えば保育園とか市の公が持つ分についてはですね、やっぱり生活困窮者であるとかそういう方は、手厚く保護をせなあかんやろうと、保育園の性質からもしてもそうなんでありますけど、やっぱり欠如されとる方とか転出していった方なんかというのはやっぱり、厳しく追及せんとですね、本来なら民間がやっとることやったら3ヶ月滞納したらもうやめてってくださいよというのが普通なんですよね。それがどういう縛りでできないんか、今、変な話しなんですけど待機児童ですね、保育園に行きたくても

行けない人、入園できない、そこが一杯でという人もたくさんおるわけですよね。特に 0歳、 1歳というのは、非常に、私らも相談を受けるんですけど、一杯で入れない状況なんですよね。その中で、常習的に、悪意の元というと言葉悪いですけど、払わない方はやっぱり出て行ってもらって、入りたい人が入れるということは大事なことやと思うんですけど、その点はどうでしょう。

●古布こども課長

悪質な滞納者につきましては、債権回収対策室とも連携をしながら、債権の移行というんですか、移管とかそういうふうなこともやっておりまして、24年度につきましては3件の差押え等もやっておりますので、引き続いて連携をしていきたい、そういうふうに考えております。以上でございます。

○品川幸久委員

言うとるのはね、差押える前にね、園を退いてもらったらいいわけですよね。そういうことじゃないですか、悪質な場合ですに。そういう方は、悪いけど園をやめてくださいと、ほかに入りたい人はたくさん待っておられるんで、というような措置はできないのかっていうことを聞いておるんで、そこら辺どうですか、

●古布こども課長。

福祉施設という中でですね、なかなかその辺については難しい。法的にも難しい部分が ございます。以上でございます。

○品川幸久委員

わかりました。一回入ったらもう大丈夫ということに聞こえますけど、そういうことなんでしょう。

幼保小の連携の中で、これからその子たちが小学校へ上がると、そういうときにですね、これは、給食費のとこでもやりたいと思ってますけど、例えば給食費の対応なんていうのは、こういう常習の方らはそういうふうにつながる可能性は非常に高いですよね。意識が欠如されておられるんで、そういうところはちゃんと連携をされてですね、小学校のほうに伝えるというようなことはされておられるのかおられないか、お聞きしたいと思います。

●古布こども課長

徴収状況につきましては、個人情報というふうな部分もございますけども、公債権につきましては、市の中のことでほかの課とも連携をしている部分がございますので、その辺につきましても、今度、研究していきたい、そういうふうに考えております。以上でございます。

○品川幸久委員

わかりました。個人情報と言われますけどね、例えば、アレルギーをもってるお子さんが、幼稚園や保育園から上がるときに、当然、学校とも連携されますし、ちょっと発達障

害の方はこういうことがありますもんで気をつけてくださいねと連携もされるわけですが、 それが一律に個人情報という問題じゃなくてね、やっぱり学校の組織の方にもちゃんとき っちりと連携をとっていただけるようにお願いして終わっておきます。

【款14使用料及び手数料】

〇小山 敏委員

すいません、道路使用料のところで、道路占用料のことでちょっとお聞かせください。この件につきましては、昨年の決算特別委員会で聞かせていただいたんですが、外縁についてる袖看板なんかですね、道路境界線からはみ出してる部分につきましては、その占用許可をとって使用料を払う必要があるんですが、それが伊勢市内で、正直に申告されて納付されてる方が非常に少ないということで、私のほうも提案させていただいたんですが、はみ出している部分が1平米未満の小さな看板についてはもう無料にしたらどうかということも言わさせていただいたところですね、県下統一した条件で徴収してるんで、それはできませんということで、調査しますというようなことをお聞きしておりますけども、今現在調査中かもわかりませんけど、その辺の調査結果といいますか進捗状況につきまして、ちょっと教えていただけますか。

●田端維持課副参事

道路占用物件調査事業といたしまして、国の補助事業であります緊急雇用創出事業を活用いたしまして、道路占用物件の状況を現地調査いたしました。占用許可データと照合を行いました。実施期間といたしましては、平成25年2月8日から8月6日でございます。

〇小山 敏委員

その調査結果を知りたいんですが。

●田端維持課副参事。

はい、調査の結果、無届占用物件といたしましては552件、対象者は368名、内訳といた しまして看板401件、日よけアーケード144件、その他シャッターボックス等が7件でござ います。

〇小山 敏委員

それによって、どれだけの増収が見込まれるんでしょうか。

●田端維持課副参事

おおよそでございますが、300万円の増収が見込まれます。

〇小山 敏委員

ありがとうございました。これで伊勢市内のそういった看板、調査は全て完了したんで しょうか。

●田端維持課副参事。

伊勢市内の道路につきましては、すべて完了いたしました。

〇小山 敏委員

ありがとうございます。

その方たちは今後、ちゃんと占用料といいますか、調査結果のすべて納めていただいて おるのでしょうね。

●田端維持課副参事

現在申請のありましたのが59件でございます。今後も督促状を郵送、戸別訪問により申請を促してまいります。

◎中村豊治委員長

質問に対して的確に答えていただきたいと思います。 小山委員。

〇小山 敏委員

ほかの方は全然今のところ払ってないわけですね、何のための調査かわかんないんですけど、もうちょっとですね、厳正にその辺お願いしたいんですけど、今後どうされていく 予定ですか。

●田端維持課副参事

現在、申請が1割強でございますので、今後も督促状の郵送なり戸別訪問をいたしまして、申請書の督促をいたしてまいります。以上です。

〇小山 敏委員

設置者から申請してもらうというより、こちらからですね、わかっておるわけですから、 請求書送ったらどうなんですか。

●田端維持課副参事

はい、申請書をお渡ししてですね、記名押印の上こちらに申請していただき、許可をするという形になってございます。今のところ許可を出しているのが59件でございます。以上です。

〇小山 敏委員

何て言いますか不公平感のないようにね、正直に納付している人が馬鹿見ることがないように、その辺、公正にちゃんと対処していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【款15 国庫支出金】~【款20 繰越金】 一括

【款15 国庫支出金】 発言なし

【款16 県支出金】 発言なし

【款17 財産収入】 発言なし

【款18 寄附金】

○福井輝夫委員

款18のふるさと応援寄付金についてお伺いします。

こちらの場合にですね、今、今年の場合は、かなり寄せていただいた方が多いということで、1,771万8,904円の金額が集まっております。昨年は、487万4,000円ということで、かなり多くなっております。この辺は、昨年の質問の中でも、大きなばらつきがあるんですが、平成22年は1,600なにがしあったんですが、これ2人の大口の方が、寄付金があったということで、この平成22年だけは突出しておるんですが、今まで21年、22年、23年、その大口がなければ、大体400から500、600万円ということだったと思います。

今年24年は1,700万ということで、かなり大きな額が寄せていただいております。件数も、今までですと60件、50件から60件というのが、317件寄せていただいてます。これはホームページ、伊勢市のホームページを見ると、伊勢市ふるさと応援基金の申し込み状況ということで出ておるんですけども、この辺の大きく伸びたのはどういうかということを市のほうはどう分析してみえるのか、まず教えていただきたいと思います。

●大西行政経営課長

まずふるさと応援寄付金につきましては、御寄付をいただいた皆さんの方には、ありが たく思っております。

昨年度に比べまして増となっておるところで、大口の方も確かにございました。ただですね、クレジットによる件数が結構増えておりまして、そちらが増収につながったものと思っております。

○福井輝夫委員

クレジットによることで件数が増えておると、もう少し詳しく教えて下さい。

●大西行政経営課長

クレジットよる御寄付をいただいた方、昨年度でございますが222件ございます。一方、23年度につきましては23件でございました。件数といたしましては大きく伸びておるところでございますし、額といたしましても大きく伸びたところと分析いたしております。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

そのような、市の方のいろんな対応が、融通もきくようになったということで、大きく伸びたということで、それ非常にありがたいことだと思います。

ただこのホームページ見ますと、新しくその寄付金の活用先というのが設けられておりますが、今年は新たにひとつ、この気持ちが地域医療の充実になるというのが一つ項目があげられております。

これについては、件数は7件で12万9,000ですけども、この寄付金の活用先、気持ちが 地域医療の充実になる、非常にわかりにくいんですけども、これはどういうところに活用 されるんでしょうか。

●大西行政経営課長

こちらの御寄付につきましては、現在ですね、市立伊勢総合病院のほうで、今後お医者 さんもしくは看護師さんになられる方の学費のほうへお貸しをいたしております。そちら の基金のほうへ充てる財源というふうにさせていただいております。

○福井輝夫委員

わかりました。

地域医療という言葉があるので、医療の関係だということは想像できるんですが、何か 気持ちが地域医療の充実になるというだけでの活用先になってますのでね、何かもう少し 何かこう、違う表現の仕方のほうがいいんじゃないかなと。

ほかの件数、大体40、50それから15件とか24件、105件とかありますけど、この7件と 非常に少ないのは、まだそういう部分も影響しておるんじゃないかと思いますので、何か ちょっと新しく考える、表現の仕方を考えるような気持ちはないんでしょうか。

●大西行政経営課長

先ほど御説明させていただきましたが、ホームページのほうでございますが、使途につきまして、少し詳細に掲載させていただいておりまして、いただいた御寄付につきましては、先ほどの奨学金に対応させていただく取り組みということで、文書でございますが、あと写真等も付けましてご紹介させていただいておるところでございます。

○福井輝夫委員

はい、わかりました。最初の表を見ただけではちょっとわかりにくいんということも感じたもんですから、ちょっとそれを言わせてもらいましたが、実はこの件数が非常に伸びとるということがね、大体5、60件のものが317件ということで、非常にありがたいことだなと、非常に率直に思いました。中には少ない金額の方もあろうかと思いますが、やはりその金額じゃなくて、多くの皆さんの気持ちをですね、こんだけ集めていただいているということで、非常にありがたいことだと思います。

この部分については、大いに市のほうも広報していただいて、集めていただければと、 寄付の申し込みの状況をふやしていただければと思いますので、それだけ申し上げまして 終わります。ありがとうございました。

【款19 繰入金】 発言なし

【款20 繰越金】 発言なし

【款21 諸収入】

○吉井詩子委員

93ページの生活保護費収入についてお聞きいたします。

この不納欠損が147万7,431円、収入未済額が68,101,472円あがっております。

この収入未済の大変大きな数字であります。この不納欠損の数字ですが、今までのこの収入未済の分が整理されてあがってきたものだというふうに理解しておりますが、今回、この不納欠損、初めてあがってきている数字ではないかと思いますので、少し、内容の詳細を教えてください。

●濱口生活支援課副参事

不納欠損の部分なんですが、こちらについては、24年度に生活保護の部分では初めてさせていただきました。

昨年度の決算特別委員会でも御指摘いただきました案件でもありまして、法令等確認させていただいたところ、時効の消滅の完成のものが5件ありまして、この件で今回すでに死亡して扶養義務者の納付が見込めないものなどの精査を行ったことで、63条で140万7,431円、78条の関係で7万円の計5件分、不納欠損を行わさせていただきました。以上です。

○吉井詩子委員

今、御答弁いただきまして、63条の方が多いということがわかりましたが、この収入未済のほうも、この63条の方が多いんでしょうか。

●濱口生活支援課副参事

はい、収入未済のほうといたしましては、63条の案件が4,041万9,616円です。78条が2,768万1,856円になります。計で、6,810万の金額になっております。以上です。

○吉井詩子委員

扶養義務者の方のほうへ払ってくださいというふうにお知らせをしていると思うんですが、やっぱりこの扶養義務者の方っていうのは、生活保護の申請をされた場合に、もうちっと何かお世話できないというような返事をされている方々だと思いますので、そういう督促状なり催告状なりへの反応というのはどんなものでしょうか。

●濱口生活支援課副参事

扶養義務者、本人がなくなった場合に扶養義務者へ相続として、債権が引き継がれることになりますが、この生活保護の場合ですと、なかなか関係性からですね、本人とのつな

がりが希薄であるという状況がありまして、この扶養義務者の方については、財産放棄と かっていう部分で、継続できない部分が出てくるかと思います。以上です。

○吉井詩子委員

大変課題があるということがわかりました。ですので、これは、本当に発生しないとい う努力が必要ではないかと思います。

特にこの78条返還金の方が多いということは、やはり問題だと思いますので、この辺を 発生しないように努力をしていただきたいと思いますが、その辺の工夫について、お考え をお聞かせください。

●濱口生活支援課副参事

63条の分は、特に、通常やむを得ない理由とかで、事由発生などの理由で徴収を行うことになりますが、ただ78条については、受給者が不正に受給をしようという意思が見られた場合とかありますので、早期発見に努めるようにさせていただきたいと思います。以上です。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。やはり、今の先ほどまでの議論でもそうだと思うんですが、どこでも悪質な人にはきちんと対応していくということが本当に困ってらっしゃる方のためになると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

【款22 市債】 発言なし

◎中村豊治委員長

款22市債を終わります。以上で歳入を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。歳出から審査を続行させていただきます。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時15分 再開)

◎中村豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。決算審査を続けます。

次に歳出款1議会費から審査をお願いいたします。

【款1 議会費】 発言なし

【款 2 総務費】 《項 1 総務管理費》

○上田修一委員

それでは、私の方は、目1の7の地域自治推進事業ということで、お聞きをいたしたい

と思います。

これは、ふるさと未来づくりとして、小学校区に地区担当員を配置しながら、地域のみずからのまちづくりを支援するということで、その取り組みに対して地域住民またはその方の理解促進という機運を図っていく。その地域住民のリーダー養成のために、研修会とか市民の自治意識を啓発するということで行ったという事業だと思います。

ここで、24年度は10組織、10地区というのが設立をされたと書かれておりますけども、 それらを進めていく中で、どのような取り組みに進められたかということをお聞きをした いと思います。

●沖塚市民交流課長

今、取り組みについての御質問ですが、取り組みといたしましては、全24地区の設立を 目指しまして地域内での説明会、そして、講演会の開催など、取り組みのほうを進めてま いることができました。

ただ、平成24年度末におきまして、24地区中まだ10地区のほうが未設立で残っておる現 状となっております。

○上田修一委員

そういうことで24地区の中でまだ10地区という形で進められていたということです。 あとの残りの未設置地区の現状はどうなってるんでしょうか。

●沖塚市民交流課長

残り10地区の現状につきましては、現時点におきまして、設立に向けての準備会設置をいただいておる地区が4地区、準備会の設置にも至ってない地区の方が6地区となっております。以上でございます。

○上田修一議員

4地区もう準備会があり、準備会に至ってないのが6地区ということで言われました。 非常に、準備会のする地区、または準備会に至ってない地区についてもですね、非常に いろんな形で時間をかけていただいて意見を聞いてると思います。そういう中で難しい内 容も出されたと思いますが、その辺のところのお話ができればちょっとお聞きをしたいと 思います。

●沖塚市民交流課長

はい、設立につきましては、いろいろ地域に入って説明等させていただいておるところでございますが、なにぶん自治会の皆様方に、地区みらい会議の設立及び設立後の運営につきましては、重要な役割を果たしていただくものと認識しておりますので、そのあたりの説明に十分に当たる努力をさせていただいておるところでございます。以上でございます。。

○上田修一委員

では、そういう形で非常に難しい内容の方もあろうと思います。

最後にですね、また、平成27年度から、制度が開始いたしまして、地区みらい会議が14地区に立ち上がろうとしております。またさらに、3地区も設立準備会も立ち上がったというように聞いております。やっぱり、この地区みらい会議がですね、10年先20年先に、この事業が本当に地域にあってよかったなということを、実感できるような形に作っていただいて、進めてほしいと思います。以上です。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

私は113ページの情報化推進事業からお聞きいたします。

この中の概要書の150ページに出ております、ICT部門のBCPについてお聞きしたいと思います。

この概要書にも出ておりますが、総務省のガイドラインでは、第1部から第3部までの検討フローで構成をされております。今現在、伊勢市におきましては、磁気テープ等の遠隔地補完免震サーバーラックの導入、被災者支援システムの導入、外部専門家支援事業の参加などを着々と準備を進められて、このガイドラインにおきますところの第一部の策定の基盤づくりというものを、平成24年度中に終えられているのか、さらに、基礎的対策計画案をつくられて第2部に入ろうとしているのかという、そこら辺の進捗状況についてのお考え教えていただきたいと思います。

●北総務課長

吉井委員の御質問にお答えします。

いろいろとお褒めもいただきましたんですけども、BCPにつきましては、平成24年度から手がけまして、基礎的対策計画ということで、委員もおっしゃいました一部の部分なんでございますが、ガイドラインに沿った全体構成で体裁を整えまして進めておりますが、そちらに案となっておりますのは、私ども電算部門で書き込める部分のみの記載となっておりまして、空欄箇所もございます。

これを実効性のある計画といたしまして形にするためには、あと関係の所属ですとか、 またシステムの保守業者との協力を得ましての補充が必要となっております。今年度25年 度をかけまして、第1部を仕上げていくという状況でございます。よろしく御理解をお願 いいたします。

○吉井詩子委員

はい、今基盤づくりの方を着々と進めておられるというふうに理解をいたしました。 ありがとうございます。

それでは、この、天災というものはいつやってくるかわかりませんので、この第3部までの定着化ということの目標時期に関する考え方についてお聞きしたいと思います。

●北総務課長

先ほど申し上げましたように、まだ第1部ができておりません段階ですので、いつというのは非常に申し上げにくいところなんでございますけども、1部ができましたら、段階を追いましてガイドラインの第2部、簡略なBCPの策定へと進めていきたいと考えております。

また第3部になりますと、全体的な検討体制ということもございまして、私どもにつきましても、また、次の住民情報システムとかの基幹システムの更新計画もございますので、そちらと合わせながら、検討進めていくことになろうかと考えております。以上でございます。

○吉井詩子委員

わかりました。

このBCPと地域防災計画の大きな違いというのは、行政自身が被災を想定しているかどうかということであります。最終的に生き残った人が、住民のデータを守り業務を継続しなければなりません。すべての方がITに詳しいというわけではないと思います。そのような中で、でもできるだけのことはしなければならないというのが現実ではないのかなと思うのですが、まずは職員全体がここの概要書150ページに出ているように、こういうICT部門のBCPを策定しようとしているということを認識をしなければならないと思うのですが、その点についての現状はいかがでしょうか。

●北総務課長

おっしゃることもっともだと思いますが、第1部につきましては、まだ、電算部門を主導でつくるということで、また関係課といいましても、危機管理課ですとか、あと、総合支所の地域振興課あたりに限られてくるところでございます。

進んで第2部にいきますと、確かにその業務部門、各窓口で担当する部門ですとか、一緒になって検討会議等も持つことになりますので、その段階になりますと、そのBCPの取り組みというものも意識が広がっていくものと、当然意識が広まっていく、共有できるものと考えております。

そのときには、直接関係しない課に対しましても、このBCPの取り組み自体広げていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○吉井詩子委員

はい、ありがとうございます。

今の御答弁の中でも全庁的に取り組んでいくというようなことがありましたんですが、 これは、将来的には、全庁的なICT以外の部門における全体的なBCPについても策定 をするというようなことを、今示唆されたというようにお取りしてよろしいでしょうか。

●中居危機管理課長

今委員のほうから、将来的な全体的なBCP業務継続計画の考えということで御質問を いただきました。 危機管理課のほうで、平成25年度、26年度2ヵ年において、地域防災計画の見直しを予定をしております。その中で、あらかじめ優先されるべき災害応急対策業務ですとか、継続すべき優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定をしたり、また、適正な業務執行ができるような体制をとっていくということについての検討を進めていく予定をしております。

またその際に、どのような資材や備蓄ですとかシステムが必要かといったことは盛り込んでいく予定をしております。その作業の中で、伊勢市全体のBCP業務継続計画が見えてくるということになろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

まずその地域防災計画の策定の中でも、常に行政自身が被災したらどうなるかということを頭に置きながら、策定していただきたいと思います。

すいません、次に117ページの男女共同参画推進事業についてお聞きをいたします。

この平成24年度でございますが、男女共同参画の基本計画の策定、また、県がやっておりました、三重ネットとの協働事業など、伊勢市の男女共同参画の今までの歴史の中で、一つの節目となるような年であったと思います。そのような中で、この24年度におきましては、母子家庭のパソコン講座のように、今までの意識の啓発が主だったものから、実際に実践へと進めたというようなふうにお認めしたいと思います。で、これらの事業の成果と課題点についてお聞きしたいと思います。

●鈴木市民交流課副参事

吉井議員おっしゃっていただいたように、24年度につきましては、これまでの意識啓発に加えまして、第二次基本計画の策定でありますとか、県との協働事業に取り組みました。計画の策定に当たりまして、アンケート調査も実施したところでございます。

それらの取り組みの中から、これからの今後の取り組みにつきまして、計画的に効果的に進めるための土台作りができた1年だと考えております。これから、行っていくこと、おっしゃっていただいたような昨年のパソコン講座のような実践的なところも取り入れたりしながら、アンケート結果から見えてきた必要性のあるところへの啓発を強化をしていきながら、新しく作った計画に基づきながら進めていきたいなと思っております。以上です。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

まさに、男女平等というような、そういう意識の啓発から、この少子高齢社会におきまして、本当にこの女性の社会進出はもう本当に必須な条件で、経済を発展させるためには、今まで埋もれてきた女性の力が必要なんだということを首相も言われております。

市長も、私何かどこかで見たような、何かこう三つ折の町中に出ておるような書類で見たような気がいたしますが、市長もそういう社会変革のために、男女共同参画があるのだということを認識されてるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

●鈴木市長

男女共同参画につきましては、日本の近代社会の歴史の中で必要不可欠な項目だと思っております。

これから日本社会が成長していく上では、女性の潜在的な能力というか、それを生かし きれない環境をいかに改善していくか、これに尽きるかと思っております。

その上で、伊勢ではレインボー伊勢さんを初め、たくさんの方がお支えいただいておりますので、すぐ実行しながら、反省すべき点も反省して、チャレンジを続けていく、こういったことが大きな基盤になるんではないかと考えております。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

109ページからの一般管理費の中で少しお聞きしたいと思います。

まず、職員手当の予備費充当が845万2,000円ありましたけど、これの予備費充当をされた理由というのは、退職金だと思いますけど、ちょっとお聞きしたいと思います。

●江原職員課長

工村委員さんおっしゃるとおり退職手当でございまして、これにつきましては、昨年度、3月の最終補正をお願いして可決していただいた後、普通退職者、予定されていなかった普通退職者1名分、この退職手当をお支払いするために、予備費を充用したものでございます。以上でございます。

○工村一三委員

はい、ありがとうございます。

先ほど退職者1名ということでお話していただきましたけど、今、定数管理計画ということで、計画どおり以上の成果を出されております。実質、現在24年度で992名、58億6,000万円ぐらいの給与費がございますけど、今、その反面、臨時職員あるいは嘱託を含めた人が非常に多くなっているというふうに聞いております。

総人数が、臨時嘱託を含めた総人数、その中で、臨職と嘱託がどれぐらい人数を占めているのかお聞かせ願いたいと思います。

●江原職員課長

現在の職員数でございます。正規職員につきましては1,300、4月1日時点で1,392名でございます。それから、臨時職員につきましては322名、それから、嘱託職員につきましては543名ございます。以上でございます。

○工村一三委員

ありがとうございます。増減というのが非常に今のこの中で、少し今まで管理されてい

なかったということもあると思いますんですけど、私自身がつかんでいないというとこも あると思いますけど。

嘱託あるいは臨時職員がこれでいくと860、870名くらいということで、非常に増えているというふうに私は感じております。

実際、定数管理計画によって人が減る、その分を仕事ができないから、追いつかないから臨時等を入れて、その仕事を補っていくというふうな考え方で進んでいられると思いますけど、実質、総人件費は抑えられていると思いますけど、今約70億ぐらいというふうに聞きましたけど、58億6,000万円の給与費以外にですね、この臨時職員等含めた形で、実際どれぐらいの費用が、人件費が発生しているのかということが非常に気になっております。その辺についてはいかがでしょうか。

●江原職員課長

臨時職員、嘱託職員の人件費でございますが、平成24年度決算でございますが、平成24年度、これ772人分で17億8,600万円余りということでございます。以上でございます。

○工村一三委員

ありがとうございます。

実質、定数管理計画で人件費の削減、またその裏で臨職等が増えて人件費が上がるということになってきますと、定数管理計画は何だったんだというふうに思うところもあります。

それから、特にその中で気になっておりましたのが、指定管理なんですけど、指定管理をだんだん増やしていきますと、やっぱし、指定管理、例えば観文におった職員がこちらの本庁のほうへ戻ってくるというふうな形で、実質的には定数管理計画の中で動くと思いますけど、指定管理を行う場合も相手先に人件費を払っとるというふうな形で、実質こういうところ非常に見えないと、特に指定管理に関しましては、各部署で管理されとるということで、全庁的にこれを管理しとる動きはあるのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

●江原職員課長

すいません、定員管理の関係でございます。

先ほど工村委員さん、減らすことによって嘱託職員とか臨時職員さん雇わないかんというふうな話をおっしゃってみえましたけれども、そもそも行財政改革を進める中で、定員管理計画を進めまして、臨時職員、例えば職員でなくてもこれは業務ができますよというようなところを、例えばアウトソーシングであったり、臨時職員、嘱託職員を雇用することによって職員の数を圧縮しながら総人件費も圧縮していこうと、こういうふうな考え方でもってですね、その一環といたしまして指定管理を行っておるところでございます。ちょっと考え方については以上なところでございます。

○工村一三委員

ありがとうございます。そうすると、今の行革の中身からいって、人件費は一応計画通

り定数管理を含めた形でされとると、仕事はふえた分は、臨職でやっていくが、トータル 的には、効果が出とるという解釈させてもらってよろしいでしょうか。

実質、私もその業務に関しましては、あくまでも、サービスを低下させない状況の中で、 業務改善をやって人を減らしていくというのが一応基本だというふうに考えておりますの で、ちょっと、一般の住民の方からは、職員なんも減ってへんやないか、ようけおるやな いかというふうなお話をちょこちょこお聞きします。その辺が、ある程度数字の形で示し ていただければ、今後、私たちもそれを見ながら、住民の方に御説明ができるというふう に思いますので、その辺について、少し。

●藤本総務部長

委員おっしゃるとおりかと思います。定員管理計画によりまして、正規の職員については減らしてきました。ただその考え方の中で、一つの事務を考えた場合に、これは正規の職員でしなければならない事務なのかどうなのか、そうでなかった場合に、それを臨時職員なり嘱託職員に置き換える、又は委託ということで民間の事業者さんに委託をすると。

ただ民間の事業者さんでも当然人を雇われますので、人件費、その部分を私どもが民間 の事業者さんにお支払いしとる。

ただ一方で、臨時職員さんなり嘱託職員さんにお支払いしとる。そういったその事務の内容によってですね、その正規職員であるべきか、臨時嘱託または委託であるべきか、その辺のところも考えさせていただいたというところでございます。

今後につきましても、その事務の内容によりまして、適正に管理をしてまいりたいとい うふうに考えております。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私は121ページからですね、市民交流推進費のところで言わせていただいたほうがいいのか、自治区振興費で言わせていただいたらいいのか、そこら辺わからないんで、ちょっとここら辺でアバウトですけど聞かせていただきます。

これは市の公共施設のマネジメント白書なんですけど、ここのところの第3章のところに、旧中央公民館、教育集会所、市民館、地区集会所、自治会指定管理施設、支所併設コミュニティセンターというふうな部分があります。

それでですね、今回は、できれば自治会、指定管理施設というところで、約41施設あるわけなんです。中には学習等供用施設に縛られておるものとか、地区コミュニティセンター条例で縛られておるもの、また公民館条例で縛ってあって、そこんところが指定管理をされております。

これまだ、大体見ると33年ぐらいなんですけど築が、今後ですね、こういうところ改修すると言うたときに、どのような、市が丸抱えで全部直してしまうのか、いやそれとも地区住民と協力して直していくのかっていうところ、その点少しお聞かせ願いたいと思います。

●沖塚市民交流課長

ただいまの公民館等の建設についてのお話でございます。

自治会等窓口となっております当課におきましては、今議員御発言のとおり、自治会の建設をご要望される自治会長様がお越しいただきます。その際には、私どもが担当窓口となっております、コミュニティ助成事業というものがございます。これは、いわゆる宝くじ助成というものでございまして、そちらの中に一般の宝くじ財源の項目と並列してですね、コミュニティセンターの助成事業というものがございますので、そちらのほうの御案内をさせていただいておるところでございます。以上です。

○品川幸久委員

宝くじ助成、1,500万程度ですか、あるんですけど、建設計画を出してですね、実際入らないと、当たるも当たらないもそのときの運ですので、それ以外のものは持たなくてはいけないという部分があろうかと思うんですが、そういう点はどうですか。

●沖塚市民交流課長

今、議員ご発言いただきましたとおり、これはあくまでも、県を通じて宝くじのセンターのほうに申請をするものでございますので、当然、その対策によっては受理されない、 当たらないということもございます。

その際につきましては、私どものほうは、学校の教育委員会のほうが持っております、 地区公民館の建設補助金があるというふうに伺っておりますので、そちらのほうを御案内、 御紹介をさせていただいて対応させていただいておるところでございます。以上でござい ます。

○品川幸久委員

わかりました。あのですね、今回お白石持ちがあって、各団でまとまって非常にいいコミュニティーがとられたというふうに思っております。ただその中で1番大事なんが、やっぱり地区における公民館であろうかなというふうなところですね、会議はされる、そこん中でいろんなことが生まれながらやってきたということで41施設に関しては市が指定管理をしておりますが、ほかの部分で自治会が直接持っておると。

非常に公民館が古くてですね、当然町会のほうなんかでも、新築積立金、修築積立金ですか、そういうのを積み立てながら、また、今回のお白石曳きの寄付、残った寄付をなんとか利用して、新しい公民館を建てられないかなというような考えのとこもたくさんあると思うんですね、非常に古いところではですね。そこでね、やっぱり、宝くじ助成にしても、これ出したけど当たらなかったと言うと、なかなか払えない金額になってきますよね。その点で市のほうでは全然そういうふうなところのメニューが一つもないんですよね。

私はね、どこの町も一遍に同時に建てるということはないと思うんですね。ある程度積立金もたまってきてですね、これである程度めどが立つのかなっていうところで、やっぱりある程度ね、貸付基金みたいなのがねあった方がいいんではないかと思うんですけど、その点の考え方はどうでしょう。

●奥野環境生活部参事

今委員おっしゃっていただきましたように、確かに、地域の方々、公民館活動いっぱい していただきまして、それがもとで自治会活動していただいているのは重々承知をいたし ております。

ただ、今現在ですね、伊勢のほうでは、そういうような形のことを検討はさしていただいてないのが現状でございますが、今後他市の状況等は情報収集しながら、させていただきたいと考えております。以上です。

○品川幸久委員

やっぱり銀行に借りるにしてもね、最低利子補給ぐらいはしてあげないとですね、やっぱりある程度、それが実は借りられるのかっていうとね、自治会のことですのでね、ぜひともそこの門戸をあけていただきたい。

最後に市長に御意見だけお伺いして、終わっておきたいと思います。

●鈴木市長

公共的団体、公共的な施設のことに関してのお問い合わせということで、周辺の状況もですね、一度勉強させていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

すいません、先ほどの工村委員の質問と重複をいたしますので、ちょっと、重複を避けて質問をさせていただきたいと思います。

ここの予備費充用の部分なんでございますが、これ退職手当っていうふうな、退職金やったというふうなことで、わかりました。

今、予備費を充用する、それで退職金ですと3月31日に退職されたということですよね。 予備費を充用したのに、なおかつここで、退職金の職員手当等の中に入ると思うんですが、 不用額が出とると。最終的に充用が、最終的なところで充用するという形であると、不用 額が出やんような充用の仕方っていうのが本当やないかと思うんですが、これ会計処理上 は問題ないんですかね。

●江原職員課長

職員手当、一般管理費の職員手当の不用額でございますが、内訳を申し上げますと、これは充用いたしまして、予算執行いたしましてからですね、これ特勤手当を含んでおりますので、特勤手当の支出科目の誤りの部分がございまして、この部分の戻入ということで9,000円、それから、この職員手当等につきましては、市長及び副市長人件費、それから、一般職員人件費、この二つの事業を含んでおりまして、それと市長、副市長の人件費の手

当の残額360円ということで9,360円ということでございます。

先ほど申されましたように、ゼロにならないかんというようなことでは、そのような処理はしておったですが、後から、戻入があったというようなことございます。

○浜口和久委員

わかりました。この充用するに当たっては、費目の中でね、節の部分で流用できない。 こっちにしか流用できないよと、ここへは流用したらあかんよと、目では一緒ですけど。 節の中で流用できないという部分の中で、そうすると、節の中で流用できる分は全部それ を流用した中で、そして足らん分を充用してくると、予備費から持ってくるというのが本 当やと思いますんで、ここら辺のことは先ほどの説明でわかりましたので、そこら辺で、 とめておきます。

それとすいません、120ページの車両管理費の部分で少しお聞かせしたいと思います。 これは車両を、自動車損害共済保険ですか、これに加入しとるのが175台ということで すので、175台あるんやと思いますが、以前からですね、事故っていうふうな部分の中で、 これ去年24年度も12件起こっとるのかな、そういった中で、何かこう市役所の職員の人が 事故すると、いつも昔は100対 0 で職員の負けみたいな形で解決をされとったというふう な状況でございまして、一体どんな運転をしとんのかというふうな状況の中でですね、ド ライブレコーダーを皆につけたらどうやというふうなことで言わせていただいたこともご ざいます。

そしてその予算も盛ってあったように思いますが、この成果表の中にはドライブレコーダーをつけたっていうところが見当たらないんで、そこら辺の部分進んでますでしょうか、どうでしょうか、そこら辺の答えだけいただきたいと思います。

●山口管財契約課副参事

ドライブレコーダーにつきましては、平成25年度で設置をしていく予定です。今現在、 進捗状況としましては、自動車整備業者がありますので、そこに入札という形で単価契約 をしていきたいというふうに思います。今現在その作業をしている最中でございます。以 上です。

《項2 徴税費》 発言なし

《項3 戸籍住民台帳費》 発言なし

《項4選举費》

○宿 典泰委員

選挙管理のことでお伺いをしたいと思います。

選挙について、各小学校、また公民館等々の利用をして、投票所の設置ということをしていただいております。非常に一時の体育館の利用からですね、各空き教室やったりとか、その他の交流的な、廊下というんですか、廊下とつながった部分で簡易的に投票所の設置

をしていただいております。それはもうすごくありがたい話だなとこんなことを思っております。

以前、私は質問申し上げたときに、体育館の利用計画というのを、各地域、小学校単位でも、体育館の利用としてやっておるわけであります。

その一方で、社会体育としても、いろんな計画を組んで、その体育館を利用したいということがあって、ただその体育館利用がもう今教室であったりとか空き教室であったりとか、他の教室、スペースを借りるということになってはおるものの、実際には、教育委員会の校長が管理をしておるものですから、その校長の態度次第というのか、考え方次第によっては、非常にその空き教室等々が借りられなくて、やっぱりこの体育館的なとこを一部借りるというようなことになって、非常に体育館利用者からの苦情が多いということがあります。

特に選挙のことで、我々も市議、市長選挙というのがあるわけなんですけれども、急な 参議院選挙であったり、衆議院選挙ということになると、大々的な形でこう利用がするわ けなんですね。

実際にスペースとしては、そんなにあの体育館を借りるほどのスペースではなくて、本当に空き教室やったりとか、廊下とかのスペースで、簡単な簡易的なスペースで、管理だけきちっとすれば賄いができるんかなと思うんですけれども、やはりそのあたりが、学校管理の問題として意思疎通ができてないんではないかなということを、非常に感じるわけなんです。そのあたりのことが選管と教育委員会との間でどのような話し合いがされておるのか 1 点だけお聞かせをください。

●竜田選挙管理委員会事務局長

ただいまの委員のご質問にお答えします。

御存じのように、今、50投票所ございます。事前に選挙のわかっておる場合は、学校施設をお借りする場合、当然、学校施設の、体育館内で、外でお願いするんですけども、その施設のスペースとか、空き教室の形状、この辺がうちのほうの要望と、学校管理のほうの校長先生ですね、お貸しをいただけない場合もございます。

ただ、選挙、金曜日に準備をしまして、土曜日、日曜日、3日間使用が出来ないという場合、体育館になりますので、できるだけ体育館のほうを空けていただいて、学校の本校舎、こちらのほうをお借りするようには要望のほうをしておりますが、まだ全部とはいっていません。以上です。

●教育部長

教育委員会としましてですね、またこの点も十分調整をしていきたいと思います。今、 宿委員おっしゃっていただきましたように、我々も、業務ということで、選挙に係わるこ ともございますけども、確かに、体育館というのは非常に条件的には悪いというふうにも 思っておりますので、それぞれ校長先生方にも、われわれのほうからも、また御相談も申 し上げたというふうに考えております。以上でございます。

《項5 統計調査費》 発言なし

《項6 監査委員費》 発言なし

◎中村豊治委員長

項6監査委員費を終わります。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

(午前11時47分 休憩)

(午後1時00分 再開)

◎中村豊治委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。決算審査を続けます。

【款3 民生費】 《項1 社会福祉費》

○吉井詩子委員

障害者福祉費の135ページ、障害者地域生活支援事業についてお聞きします。

概要書のほうでは378ページですが、この中で、すいません、障害者情報支援基盤整備事業なんですが、この中で、デージー図書16冊とかデージー図書の録音再生機等整備したとあるんですが、このちょっとデージー図書ということに関しても、わからない方も多いかと思うんですが、どのようなものを購入したのか、整備されたのかということをお聞かせください。

●中村障がい福祉課長

吉井委員さんの御質問にお答えいたします。

まずデージー図書とはどういうものかという点でございますけれども、このデージー図書といいますのは、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、便利な情報システムでデージーというものがございますけども、それは録音をしたり再生をしたりするものでございますけれども、それを図書というのは、そういった形で音声で読んでいただく図書となっているものでございます。以上でございます。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

このデージー図書は、前にちょっとお聞きしたときに小俣の図書館においてもらったと お聞きしたんですがそれでよろしいでしょうか。

●中川生涯学習・スポーツ課長

お答えします。

デージー図書につきましては、平成24年度末に障がい福祉課のほうで購入をいたしました。その後、小俣図書館に移管をされまして、小俣図書館といたしましては、この9月か

ら、一般の方に御利用をいただいとるというところでございます。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。24年度末に購入をして、今年の9月までは研修とかそのようなことを、職員さんもこれを実際に使えるようにするということで、図書館のほうで研修をなされとったということでよろしいですか。

●中川生涯学習・スポーツ課長

委員さんおっしゃるとおり、研修を重ねておりまして、この9月から、利用いただいておるということでございます。今後も、PRのほう努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。このデージーのほうなんですが、これは簡単に言うたらカラオケのような読むところを教えてくれる、というようなそういうふうに私は理解しているんですが、これのデージー教科書というものも、かなり開発されておるというふうに聞いておりますが、図書館にもあるということで、これを学校現場のほうで教科書もあわせまして、どういうふうに利用されて、教科書はまだ入れてもらってないわけなんですが、今後はそれも入れていただきたいなと思いますが、ちょっと要望になってしまってあれなんですが、そういうふうで学校現場としてどのように認識されておるのかということをお聞きいたします。

●加藤学校教育課副参事

吉井議員の御質問にお答えいたします。

学校現場ではこのデージー教科書をどのようにというようなお尋ねであったかと思いますが、現在、学校現場の方では、デージー教科書と同じような機能を持つデジタル教科書のほうを全小中学校に導入しております。デージー教科書は、普通の教科書の画像を利用するとともに、音声で読み上げたり、その読み上げているところを表示するような機能があるんですけれども、それと同じような機能を持つデジタル教科書を、学校のほうに入れさせていただいております。以上でございます。

○吉井詩子委員

このデージー教科書というのは、なかなかこう一般的にも聞きなれない教科書、デージー図書のほうですが、聞きなれないものでありますので、ぜひ、障がいの方と教育の方と連携をしていただきまして周知のほうをしっかりお願いいたしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

すみません、私、ここのところで、民生委員さんのところでちょっとお聞かせ願いたい と思います。

このときは改選時で、また、今年改選をされるわけなんですけど、それまでに民生委員さんのなり手が非常に少ないということで、欠員もあったわけで、特に高齢の方が年齢制限ぎりぎりのとこで、民生委員になっとか1回だけでもなってくれと言う、頼わらざるを得ないようなところで、私も地域の中ではぜひとも民生委員さんの仕事もわかっていただいて、若い方にやっていただきたいというようなことも申しておるんですけど、そのような民生のあり方検討会で市長のほうにも報告して、いろんなことを話してですね、民生委員の地位を上げるとか、皆さんにわかっていただいて、非常に大事な仕事をされておるとか、そういうようなことをどんどん広げてくださいということになっておるんですけど、その後の進展はいかがでしょうか。

●杉坂生活支援課長

一昨年にあり方検討委員会より市のほうに報告をいただきまして、市が取り組める対応につきましては、それぞれ、業務の削減とかはさせていただいとる中で、今現在、一斉改選で今度定員が302名という形で、12月1日からなりますけども、自治会にそれぞれなり手が少ない場合は、私どもも連携させていただきながら、人選をさせていただくようなことで対応させていただいております。以上です。

○品川幸久委員

前が定数298が、302名になって逆にふえておるというようなことで、なかなかなり手がないというのは、もう皆さんはよく承知されておると思うんですけど、中にはもうそこの1地区だけでは難しい、ゼロのとこもありましたよね。ですからそこら辺のとこが、周りと地区を広げてですね、そこんとこ何とか守っていけるようにというようなことも言わせていただいたんですけど、その点はどうでしょうか。

●杉坂生活支援課長

地区につきましては、それぞれの退任時期によりまして、市のほうで、会長さんのほうで、そのエリアにつきましては、拡大とか縮小とかいう要望もいただきまして、県のほうに提案させていただいた中で、お認めいただきましたなら、例えば、今の人員の増員とかエリアの拡大縮小というような方向でございますけども、今回の場合は、規模のエリアの縮小拡大というのは、各会長さんからの意向としては聞いておりませんので、委員の増員のところは聞いておりまして、県のほうに要望させていただいた中で、4名の定員が増員となったような状況でございます。以上です。

○品川幸久委員

それとですね、特に、民生委員さんは個人情報をたくさん持っておられてですね、なかなか一般の人と、一般の人と言ったら言葉おかしいですけど、内容については話ができない、意見交換するのは民生委員さん同士での個人的な情報交換であったりということやと

思います。

その中で、できたら行政の人はご足労ですけど、年に2回ぐらいは各地区に入ってですね、民生委員さんの気持ち、いろんなことをもっとる不満とかですね、そういうことを聞く場所を設けてくださいと、これをやらんとですね、本当に不満の固まりになってしまうんで、できたら行政の方が、実は私らの地区でこういうことが起きとるんやと、なかなか個人情報でしゃべれないですけど、それは当然行政の方とでしたら、お話もできてですね、それはこういう対処をとったらいいんやとか、やっぱりこう自分1人で抱えてしまうとですね、この仕事は特にそうなんですけど、やればやる、やらなかったらやらなくていいと言っても、これはやろうと思ってもきりがないんです。

それが負担になって、あれもしたらないかん、これもしたらないかんということが非常に重荷になって、非常に悩んでおられる方はたくさんおるんでね、そういう機会をちゃんと持っていただきたいというようなことを申し上げたんですけど、どんなペースでやられておるのかお聞かせください。

●杉坂生活支援課長

毎月、役員会・理事会が本庁の方で開催させていただいておりまして、各12の単位民委 自協の会長さんがお集まりいただく中で、担当のほうからその旨お話させていただく中で、 前回、品川委員さんのほうでサポート体制みたいな形やと思うんですけども、特にそのお 話的には、私のほうには聞き及んでおりませんので、再度、今年度、そのようなサポート 体制を組まさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○品川幸久委員

あのね、代表の方だけが集まってね、行政が聞くんじゃなくてね、そこの各地区で、皆 さん民生委員さんどうしが、各地区の方が集まるような会があるんでね、ぜひともそうい うところに顔を出してですね、色んな意見を聞いてあげていただければありがたいかなと、 このように思ってますんでよろしくお願いします。

《項2 老人福祉費》

○吉井詩子委員

老人福祉費の中で、救急医療情報キット配備事業についてお聞きします。141ページです。

この事業は大変喜ばれておりまして、私、市民の方から、もっとたくさんの人に配って もらえないのかなという声もお聞きいたします。

ですが、先進地におきましては、先日もNHKのニュースでやってたんですが、キットとはちょっと違うシステムなんですが、医師会さんとも協力してのシステムで、かかりつけ医がこの中の情報シート、ちょっと違う形ですが、それを書いているというような、さらに救急時に役立つようにというふうにしているところもあります。

市民の方に、本当に効果的に使っていただいて喜んでいただくためにも、この1年間やってきたこの緊急医療キットの、情報キットの配備事業の成果とまた課題、そういう点に

ついて、整理をして、さらに、充実していただきたいと思いますので、成果と実際やって みてわかった課題について教えていただきたいと思います。

●吉崎長寿課長

救急キットのことでございますが、平成23年度よりこの事業を始めさせていただきました。

24年度におきましては、75歳以上のひとり暮らしの方5,554人に対して、3,099人の方に配付をさしていただいております。

また、この事業でございますが、昨年度、消防署さんのほうにも大変ご協力をいただいて事業を実施していただいておるんですけども、救急カードにおきまして、氏名及び住所、かかりつけ医、また、医療機関、持病、アレルギー、身体の特性、緊急連絡先等を記入していただいてそれを冷蔵庫へ入れて、保管していただくと。それで、万一のときに、それを救急隊員さんの方が、冷蔵庫を開けてその資料をもとに対応していただくというようなものでございまして、昨年度、消防のほうから私どものほうへ資料として提供いただいた利用件数は、24件の利用をしていただいたというようなことで聞いております。

●大西消防長

それでは、私のほうからはこの使用に際して、救急隊のほうで検証等を行いましたので、 その検証の結果ということで答弁させていただきます。

救急隊のほうとして、先ほど言いました、24年度24件という使用の中で効果があったという点でございますけど、意識等がなく意思の疎通が困難な人から情報を仕入れることができたと。氏名とか生年月日はデータ変更しませんので、医療機関においてカルテの照合に非常に役立ったと、総体的に状態・傷病名等からですね、診療に役立っているのではないかというふうな意見が出ております。

それに対しまして、これの改善というところでございますけど、データの未記入部分があると、そして、このデータのですね、飲み薬等は変わっていきますので、そういったデータの更新をどうしていくのかという点、そして丸い筒の中でございますので、取り出しにくいという点。

あとですね、家族もいなくひとり暮らしの方で、写真等もございませんので、本人のデータかどうかっていう照合に一抹の不安が残るといったような状況ということで、私聞いております。

○吉井詩子委員

はい、ありがとうございます。

成果を、よいところはまた伸ばし、課題点については精査していただきたいと思います。 私も、実際お聞きした声で、筒の中に紙がへばりついて取りにくいとか、間違って冷凍 庫へ入れとったとかいろんな声をお聞きいたします。

そのデータの未記入とか、そういう更新の問題なんですが、やはりこれは、お互いが声を掛け合うという、そういう地域の支え合いの一助としてやっていただければなと思いますので、全部民生委員さんにお任せというのでなく、近所の人同士で、ちょっと足どうや

ろ、膝が痛いわとか、どっか病院行ったわというとき、じゃあそれ、あれ書いときないな と言い合えるような、そういう支え合いが大切かなと思います。

そのような中で、そういうふうな、日常生活に密着したものにするには、やはり周知のほうもしっかりしていただかないといけないのかなと思いますので、この周知について、24年度ではどのようにされてきたのかということについてお聞きしたいと思います。

●吉崎長寿課長

周知におきましては、私どもが、5月の時点で、地域の在宅支援事業という名目の中、 広報紙の中へ記載をさせていただいております。また、在宅福祉一覧という冊子も御相談 にみえた方に対しては、お渡しをさせていただいておるような状況でございます。

また、民生委員さんのほうに御相談があったときは、その旨をお伝えをしていただいて、協力をしていただくような形で、配付のほうをさせていただいておるような状況でございます。

また年に1度の更新時期を迎えますので、そのときには、内容を記載させていただいて、 お渡しをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

《項3 児童福祉費》

〇小山 敏委員

保育所のことでちょっと聞かせてください。

公立にしろ私立にしろですね、伊勢市に住んでる方、住民票がある方がその子供を預けるということなってると思うんですけれども、他市に嫁いだ子供が出産等で実家に戻ってきた場合に、よく上の子を連れて戻ってくるかと思うんですけども、その場合、帰ってきた子供には住民票は伊勢市にないわけなんですが、そういう人はどんな扱いになるんでしょうか。

●古布こども課長

基本的に保育所のほうは伊勢市のほうの住民ということになりますので、嫁いだ先からですねまた伊勢市に戻ってみえて、住民票を置いていただいて、伊勢市の住民ということであれば、住民票を異動してもらってということであれば、伊勢市の方の保育所に入ることも可能でございます。以上です。

〇小山 敏委員

そういうことになってるんですけどね、実際、出産のために戻ってくるといったら超短期ですよね、短かければひと月、長くてみ月くらいかなと思うんですけども、民間の保育所はですね、伊勢市さえオーケーしてくれたら受け入れてくれるというか、受けますよと言うてくれとるんですが、伊勢市のほうが頑として住民票がないとだめですと言っておるわけなんですけど、その辺融通きかないものなんでしょうかね。

●古布こども課長

なかなか年度当初につきましては、割と応募あった分については入る部分あるんですけども、年度途中になってきますと、0、1、2歳を初めですね、なかなか希望の保育所に入れないというふうな状況もございますので、また今後も研究はしていきたい、そういうふうに考えております。以上でございます。

〇小山 敏委員

伊勢市立ならそうかもわからないんですが、民間でですね、相手方がいいですよと言うてくれとるのに、住民票がないため入れないという、実際そういう問題が発生してるんですけども、その辺ちょっともう一遍お聞かせください。

●古布こども課長

民間についてもですね、伊勢市が保育を委託をしているということでございますので、 基本的には伊勢市のほうの住民ということになりますので、またその辺について、どうい うことができるんか、今後研究していきたい、そういうふうに考えます。

◎中村豊治委員長

上田委員。

○上田修一委員

ページ147ページ、これですね、地域子育て支援センターの件でお聞きをします。

この事業は、子育て家庭の交流の場の提供、また、子育てに関する講座の開設、それから、育児相談についても、相談指導、子育てサークルの支援というような形でこれが行われておりまして、伊勢市の公立では、5園のところが行っているというふうに聞いております。

しかし、伊勢市は32園のそういう保育所、保育園、それから、こども園というような形があるわけなんですけど、これ以外にはこういうことはやってるところはないんか、先にお聞かせください。

●古布こども課長

委員おっしゃるように、今市内に5つの子育て支援センターがございます。

各園でおきましても、いろんな地域との交流というんですか、各保育所においても、民間保育所等においても、地域の交流事業、そういうふうなものはやっていただいているというふうな認識をいたしております。以上でございます。

○上田修一委員

やってるというふうにお聞きをしました。

地域のですね、交流支援センター事業じゃなくって、地域のそういう形でこういうことをやっていただければ、大体年間25万ぐらいのお金をいただいて、こういうことができるということでございますけども、子育て支援事業になりますと、1年間、いろんな形で何回も講座や相談や支援ということをやっていくという形で、いろんな方が参加をしている

ということですけども、民間であればこういう大きな講座とか支援事業をやろうと思うと すごい大きな形で事業を立ち上げなきゃならないということで、恐らくリスクが高くて、 あまりこういうものにはのってこないというかやってこないという形でなんですけど、そ の辺についてはどういうふうにお考えですか。

●古布こども課長

子育て支援センターにつきましては、次世代育成計画の中でも目標としては7箇所を作っていきたい、というふうに考えております。現在5箇所ということでもございますので、目標には向けていきたい、そういうふうには考えております。

○上田修一委員

目標は結構なんですけども、実際こういうことを民間でもやられてる事業ですよね。 だから、先ほど言わせてもらったように、25万を支給したからそれはやってもらったら いいですよというような形じゃなくって、例えばそういう事業に、またそういうことが行 われた時点でですね、もう少し幅広い感覚でこういうその支援、子育てというものをとら まえる気はないんですか。

●古布こども課長

いろいろ民間の保育所においてもですね、子育ての相談とか、委員おっしゃるように、 行事をやっているかという部分はあるかと思いますけども、現在、委員もおっしゃるよう に、25万の中で作業をやってもらっておりますので、そういうことで御理解をお願いをし たい、そういうふうに考えております。

〇上田修一委員

すいません、ご理解じゃなくてそういうことについてですね、お考えを聞きたかったんで、理解をするんじゃなくて、そういうものはどういうふうに考えてるかということを聞きたかったんです。

●古布こども課長

それぞれの園の特色も生かしながら、いろんな子育ての支援をしていただいていると、 そういうふうに認識をしております。以上です。

◎中村豊治委員長

部長、次長答弁ないの。 次長。

●鈴木健康福祉部次長

現在、地域子育で支援センターということで、今現在7箇所を目標に設置をしていこうということで、現在5箇所設置をしております。

この子育て支援センターと申しますのは、親子と世代の交流の場とかですね、在宅の親

御さん来ていただいて、いろいろな相談にのったりとか、職員の指導のもとに遊びをしたりとか、そういった場合のきらら館の子育て支援センターとかそういったものが、このひとつにあたるわけなんですけども、そういった部分については、現在、市内で5箇所を、目標7箇所ということで進めております。

また、一方、保育所におきましては、多世代交流とか地域の皆さんと一緒になって行事をしていただくとか、そういった地域交流ということで、各保育所で実施をしていただいておる部分がありまして、それはそれで先ほど25万というようなお話もありましたけれども、そういった事業活動していただいておると。それは各園のほうで実施していただきますが、子育て支援センターという機能ですね、そういったものについては、各園ということではなくて、拠点を将来的には7箇所設けて、それに向けて進めていきたいというふうなところでございます。

○上田修一委員

最後に、次長のほうも言っていただいたんですけど、そういう地域的なものはよしとしてですね、やっぱり、今これから少子化で本当にお子さんを保育所、保育園に、またこども園に入れていくという中で、もっといろんな形で不安とか、そういうものが常に持ってる、子育てについて持ってる方が多いと思います。

そういうことで、やっぱりより身近なところにそういうことをできるようなところを持つと、そういうことをしていただける場所ということをセットしていただくということで進めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。以上です。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

すいません、私2点ほど、この学童保育の料金体制についてですね、これもうずっと言われておるんですけど、当局のほうはどのように検討されて、どのような方向で進められるのか、お聞かせ願いたいと思います。

●古布こども課長

公設の部分と民設の方の部分との格差是正ということで、23年度から公設のほうの部分で5,000円というふうな値上げをさせてもらったところでございますけども、3月の時の議会のほうでも答弁をさせてもらいましたように、27年までの指定期間の間に、公設のほうの部分の利用料についても検討していきたい、そういうふうに考えております。

○品川幸久委員

そういう答弁はわかるんですけど、今言われたように議会でも一般質問もされてですね、 これやるごとにここのところで出てくる問題なんでね、市長ここらへんで、どのような方 向へでもっていくかという思いだけでもいいんで、ちょっといただければありがたいかな と思います。

●鈴木市長

学童保育の利用料金のことにつきましては、さまざま御意見があろうかと思っております。

公共の部分と民間の部分で差額が発生をしていて、そのことについてあくまでも受益者 負担の原則で貫いていくのか、それとも今の社会秩序のことについて、ある程度配慮して いくのか、そういった議論を、皆様方と御相談をさせていただければと思いますので、ど うぞよろしくお願い申し上げます。

○品川幸久委員

子供さんはどこで住んでも一緒なんでね、できる限り公平性のあるようにしていただき たいと思います。

それとですね、保育園の問題なんですけど、先ほど言われるように、0歳、1歳、2歳 児が非常に待機児童的なことで多くなっておると、特に、私もよく聞くんですけど、兄弟 なのにお兄ちゃんはここに預けて、じゃあ下の子、できた子は遠くへ預けないかんと。特 に少子高齢化の時にですね、たくさん子供産んでいただけるのは本当に財産でありがたい ところで、特に市としても子育て支援という部分で、そういうところは手厚くならないか んと思うんですね。

保育園もある程度、地域のバランスも見てですね、あるところは定員を増員するとか、 そういうある程度計画を立てんとですね、なかなか難しいんじゃないかなと、そんなこと も含めて、今後どのように考えておられておるのかだけ、結構ですんで責任のある方御答 弁ください。

●鈴木健康福祉部次長

今後の保育所のあり方につきましては、昨年度に就学前の子供の教育保育に関する検討委員会から提言をいただきまして、今現在その方針、あるいは整備計画について、検討させていただいておるというようなところでございますので、基本的な考え方としては、民間にお願いできるところはなるべく民間にお願いをして、公立の役割を果たしていこうというのは、基本的な考えの中で今検討しておるというところでございますので、もう少しお時間をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

《項4 生活保護費》

○吉井詩子委員

151ページの各種扶助事業についてお聞きいたします。

生活保護の方の中で、よく車に乗っとるやんかとかいうようなことを聞いたりするんですが、やはりこの方というのは障害をもってらっしゃったりとかして、それに必要なために車を持っているっていうふうに理解をしています。車を持つということは、やはり車検であったりとか、保険のことがあると思いますので、この保険の加入の状況についてどうされているのか教えてください。

●濱口生活支援課副参事

生活保護の方についての車を認める場合ですが、障害者の方の通院、それからあと、就 労されている方の通勤で公共交通機関のない場合に限ってになります。その場合、車検は 当然していただく必要ありますし、保険も事故のときの対応ということで、加入していた だく必要があります。

ただ、今、保険に入っているかどうかっていう確認まではとっておりませんが、基本的 に入っているものとして、対応させていただいております。以上です。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

今、生活保護の方に対して世の中の目が厳しい中で、本当にこの車を持っていただいて、 通院をしていただくということは大切なことでありますので、そういう方をしっかり守っ ていっていただかなくてはならないと思います。

また、障害者加算というものがありますので、その中で保険もしっかり入っていただく ものだというふうに理解をしています。

なので、今御答弁あった、きちんとつかんでいないということは、これは車ということは事故と本当に背中合わせのことでありますので、これはつかんでいないということでは、やはりいけないなと思います。実際に、保険に入ってない生活保護の方と事故に遭遇して、ちょっと困ったことがあるというような例もお聞きしたことがございますので、この辺、今後どのように取り組まれていくのか、少し具体的に教えていただきたいと思います。

●濱口生活支援課副参事

今認めさせていただいとる件については、早速調べさせていただくようにします。以上です。

《項5 人権政策費》 発言なし

《項6 国民年金事務費》 発言なし

【款4 衛生費】 《項1 保健衛生費》

〇小山 敏委員

すいません、ここでがん検診のことでちょっとお聞かせください。

この資料を見ますと、延べで約5万7,000人余りの方が受診しているわけなんですけども、これはいろんな検査項目の延べですもんで、一つ一つの検査でいきますと1番多いのでも大腸がん検診、これ検便かと思うんですが、これでも1万4,000人ぐらいで、あと肺がんの胸のエックス線写真ですね、これで1万1,000人、胃カメラで1万人程度で、ちょっと受診率が少ないように思うんですけど、どのような啓発と言いますかね、されてるかちょっとお聞かせ願えますか。

●岩佐健康課長

がん検診の周知でございますが、毎年7月1日号の広報のほうで、がん検診全体については、周知をさせていただいております。あと、クーポン事業がございますが、クーポンの方には、個別で通知が届いている状況でございます。以上です。

〇小山 敏委員

ありがとうございます。

これだけの方が受診されてですね、がんが見つかったというのはどのぐらいいらっしゃったんでしょうか。

●岩佐健康課長

検診を受けていただいた中で、142名の方ががんの発見となっております。以上です。

〇小山 敏委員

はい、ありがとうございます。

早期発見で早い目に治療をすれば、かなり治る確率の高い病気になってきてるんですけども、それでもがんの告知を受けるとかなり落ち込むと思うんですが、そういう方にどのようなフォローを、その検診結果のがんが見つかったというような人に対して、どのようなフォローをされているでしょうか。

●岩佐健康課長

がん検診の結果のほうですが、医療機関で受けていただいております分につきましては、各受診していただいた医療機関のほうへ結果を聞きに行っていただいて、そこで先生のほうから、病院の紹介であったりとか精密検査であったりとかというふうな御紹介となりますので、健康課の保健師のほうで直接がんとなられた方とのフォローという部分はございません。

健康課のほうでは、精密検査といわれながら、検査を受けてない方に関しまして、ぜひ、 受けてくださいということのお勧めのことを、訪問等をしたりさせていただいている状況 でございます。

〇小山 敏委員

はい、ありがとうございます。

早い目に治療すれば、治る確率も高いわけですもんで、十分その辺、積極的にまたフォローしていただきたいものです。ありがとうございました。

◎中村豊治委員長

藤原委員。

○藤原清史委員

目1の保健衛生総務費のところの生活排水事業費のところでちょっとお伺いしたいんですけども、私のほうには、ちょいちょい生活排水といいますか側溝の臭いの件でいろいろと相談を受けるんですけども、役所のほうには苦情なり相談事はございませんでしたでしょうか。

●坂本環境課長

環境課としましては、側溝の臭いということでございますけども、そういった苦情もございます。

そういった場合は環境課としましては、その側溝の管理してるところ、いわゆる道路管理者になるかと思いますけども、そちらのほうを調べまして、道路管理者のほうへその旨を伝えさせていただいて、清掃なりということの対処で対応させていただいているところでございます。

○藤原清史委員

この事業はですね、合併処理浄化槽の促進ということで事業があがってるんですけども、下水道の認可区域でまだ接続も合併浄化槽も入れてないという家庭が何軒かあると思うんですね。そういうところからの排水で、今年のように猛暑というか雨が降らない時期など、その側溝の中で淀んでしまって臭いが発生すると、時期的なことやいろんな関係によって臭いがするときとせんときがあると思うんですけどもね、今後、下水が認可されてから何年以内に接続しなさいと、3年やったですか、5年やったですか、そういうところの、まだしてないところに対して、今後どのように指導なり合併浄化槽の推進なりしていくつもりでいるのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

●坂本環境課長

まず、下水道区域外、計画区域外か認可区域外につきましては、生活排水対策ということで、例えば汲み取りであったりとか、単独浄化槽の御家庭につきましては、私ども環境課の方が、合併浄化槽に転換をしていただきますように、お願いをさせていただいているところでございます。

●中村上下水道部次長

下水道の接続につきましては、現在、市全体で72.8%でございます。

それから、まだお繋ぎいただいていない方につきまして、特に戸別訪問を中心に回らせていただきまして、それぞれの事情もございますけれども、接続をしていただきますよう、我々が御訪問いたしまして、説明しながら、そういった形で進めておるというところでございます。

○藤原清史委員

その接続をお願いしているところの事情というのはいろいろあると思うんですけども、 私もいろいろ話を聞きますところによりますと、費用がないとかそういうふうな理由が多 いと思うんですけども、これいつまでもつながない状態でいて、時期的なこともあってで すけども、臭い等発生するような状況が続くようですと、臭いに関しては本当に、騒音も 一緒ですけども、住民にとってはちょっと苦痛になります。

受益者負担金のこと言うてなんですけども、あれは付加価値がつくので、いずれその土地の売買のときにそれなりの受益者負担金をもらうというふうなことになっていますけど、この設備に対してもですね、いずれ、資産の財産分けとか、いずれ売買も発生すると思うんですけども、そのときに、つけて市が立て替えて設備してあげるというわけにいかないわけですかね。

●中村上下水道部次長

現在、排水設備につきましては、下水道の排水設備につきましては、それぞれの皆様方にお願いしておる状況でございます。

それぞれのご事情もあろうかと思っております。我々もどのような配管の仕方が1番効率的にできるかというような御相談にものらせていただいております。また、これにつきましては、融資あっせん制度、あるいは所得制限もございますけれども、支援制度もございますので、そういった形で御利用いただきながら進めてまいりたい、こんなふうに考えております。

◎中村豊治委員長

上田委員。

○上田修一委員

私のほうは、153ページの狂犬病予防事業ということで、お聞きをしたいと思います。 狂犬病予防につきましては、獣医師会さんも協力していただいてですね、狂犬病の注射 を打っていただくということになっておると思います。

成果表見ますと、5,617頭が接種をしたというふうに書かれておりまして、聞きますと登録は8,000頭ほどあるということですけども、63%ほどの方が、犬が接種をしていただいたということでございます。

しかし、町場を見ますと、そういう飼い主のわからない犬もおろうと思いますけども、 その辺のところの対策はどういうふうに考えられておるのですか。

●坂本環境課長

市内におきまして、野良犬等の御連絡をいただくときがございます。

そういった連絡をいただいたときには自治会さんの協力もいただいたりとか、県の保健 所のほうとも連携をしまして、野良犬の確保をいたします。

ただ、飼い犬か野良犬か判明がつきませんので、そういった場合は、伊勢保健所のほうが約1週間ほど抑留、保護をします。で公示をします。飼い主が現れたら、飼い主さんへお返しをするというふうな、県と連携をして、そういった野良犬対策のほうは取り組んでいる状況でございます。

○上田修一委員

そういうやり方で対応していただいておると思いますけども、伊勢市独自のですね、やっぱり飼い主さんがいない犬がもしも暴れて怪我をさせたこともあると思いますので、そこのところのPRはどういうふうにやっていくんでしょうか。

●坂本環境課長

毎年9月、今ちょうど広報いせの9月15日号にも動物愛護ということで掲載をさせていただいております。動物愛護週間ということで、毎年そういった飼い方であったりとか、 責任ある飼い方ということの中で、広報等で飼い主の方へ周知をさせていただいていると ころでございます。

○上田修一委員

はい、わかりました。

自らがそういうことに危険を避けるということが大事だと思いますので、そういう形で、 市民の方からは犬の放し飼いについては、見たら気をつけていただくということしかない ということでわかりましたので、ありがとうございます。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

目6の墓地費のところでお伺いします。以前にもお聞きしたことがあるんですが、公共の墓地で使っておるんですけども、その使用者の行方がわからないというところがあるということで、以前60件あるということでお聞きしたことがございます。

その辺で何かその後対策をされて、その辺の数量が減っておるかどうか、その辺をちょっとお聞きします。

●坂本環境課長

はい、昨年度も御意見御提案をいただきました。

その後、墓地の管理手数料の通知を出させていただいた際に、連絡がつかなかったのは、 昨年は約60件ほどございました。そのうち市内の方約46名につきましては、その後住民票 を調査をさせていただきまして、約21名の方が連絡先が判明しまして、名義の変更であっ たりとか、住所変更の手続をしていただきまして、納付をいただきました。

ただ、市外の方、約20名ほどまだございます。これから住民票を調査させていただいて、 管理のされている方のほうの確定をさせていただきたいというふうに思っております。以 上でございます。

○福井輝夫委員

そうしますと、市内の方、21名の方わかったということで、21名の方は墓地料と、そういうのはもうちゃんといただいているんでしょうか。

●坂本環境課長

おっしゃられるとおり、21名の方はすべてお名前の変更もしていただきまして、手数料のほうは徴収させていただいたところでございます。

●福井輝夫委員

それとまだ不明のところがあるということで、まだ全部で39件ですか不明の方があると、 市内市外まあ一緒ですね、その場合、これからもいろいろ努力していただいて、努めてい ただくわけですけども、どうしてもわからないとした場合に、その墓をどうするのか、そ の辺の方針をお聞かせください。

●坂本環境課長

おっしゃられますように、まだ40件近く連絡がつかずにとどまっています。

先ほど申し上げましたように、市外の方のまず連絡先をとる形をまずさせていただいて、どうしてもその連絡先がわからない、管理手数料を納めていただけないというところにつきましては、来年度ぐらいには、一度、たて看板を1年間させていただいて、それでも、連絡がなかったらっていうことの中で、ちょっと整理をしていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○福井輝夫委員

それは非常にありがたいことだと思います。とにかく看板を立てていただいて、立ち寄る場合もありますので、その看板に、ただ申し出てくださいだけじゃなくて、今から何年間看板立てた中で、連絡なき場合は撤去しますというようなことも書いていただきたいと思います。でないと、申し出なくてもまだあるやろというような安易な気持ちでいつまでもわからないという場合もあろうかと思いますので、何年間で撤去というような方針もですね、ちょっと検討いただいて、書き添えていただければと思いますのでよろしくお願いします。

◎中村豊治委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

私は、水質調査のことで、実績の表ちょっと見させていただいて、御質問申し上げたいんですけれども、水質の調査で、河川BODの経年変化というのが出ております。

ここで少し目につくのが、勢田川大橋の勢田川というところですよね。24年度に、前年が3.6のところが5.0に上がったということです。

一般の評価で見ると、左岸側が、下水道が随分広がって整備をされてきました。先ほどから合併浄化槽の等々の問題もということで指摘はありましたけれども、合併浄化槽も随分広がってきたんではないかなと、こんなことを思います。

一方、勢田川でいいますと、右岸側がまだ非常にですね、下水道の普及が遅れておるということもあるはしても、急にやはり環境保全としては3.6から5.0に上がったというとこ

ろの根拠というのか、他の地域の状況も見て、そんなに差はないように気はするんですけれども、どんな評価をされているのか、まずお聞かせください。

●坂本環境課長

はい、委員仰せのとおり、勢田川の数字が悪くなっております。

ここの事務の概要に記載をさせていただいております数字につきましては、市が、これ 勢田川は重点地区ということで年12回、測定をさせていただいております。その結果が 5.0というBOD値が出てしまいました。県の方もこれ年12回測定をしておりますので、県の方にも確認をさせていただきましたところ、県の測定結果は、12回の結果が6.1という、非常に、まだ市が測定した以上のBOD値の結果が出てしまっております。

この結果について、県にも確認をしたところ、特定した原因は正直言ってわかりませんと、ただ、環境的要因、いわゆる天候の加減で、そういう数値が出てしまったんではないかということはおっしゃってみえましたけども、結果的にはその要因ということで、つかむことは難しいということの結果でございました。以上でございます。

○宿 典泰委員

環境保全のことですから、その原因というのがある程度つかめないと、その対策がとれないわけですよね。

それが一方で、自然現象というのか、雨が多いと下がりますよ、雨が少ないと上がりますよというようなことでは、環境基準に基づいてやはり対策を練っとるというわけにはいかんと思うんですよね。これは、本川でやはり重点地区というものの、やはりこの住宅化も進み、いろいろと農地もこう違うような状況になってきたときに、やはりこの本川だけじゃなくて支川の関係ですよね、支川のほうで、その原因となるものがあるかどうかということもきちっととらまえて、調査をしてかなならんのじゃないかなとこんなことを思うわけですよ。

回数にしても12回よりは24回がいいんだろうし、そのあたりの費用対効果のこともあるんですけれども、やはり原因の突き止めということをやらないと、いつも天候のせいにしてというわけにいかないし、やはり何のために下水道やっておるのか。

その、勢田川というと流末がやはり稚貝の関係であったりとか、のりとかいうことになりますよね。それもあって、勢田川のしゅんせつも行われておるわけです。

今回も、一部で何万立米かのしゅんせつ工事がもう待ち構えておるようなことも聞くんですけれども、実際に工事入るのは、貝とか、のりとか、そのやはり時期をちょっと考慮しながらということしかならんわけで、1年間の中でこういう基準が出て、環境基準の悪化が見られるんなら、それに対応する、やはり支川であるとか、原因の追求というのは、県がやる話ではなくて、やはり市自ら乗り出してですね、やるべきではないかなとこんなことを思うんですけれど、部長どうですか。

●可児環境生活部長

委員仰せのとおりかと考えております。

確かに水質調査、また、結果、それに対します分析等につきまして御意見をいただいた

ところでございます。十分調査結果を踏まえまして、原因の追及と県との連携も図りなが ら、適切な対応を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

《項2 清掃費》

○品川幸久委員

ごみ減量資源化推進事業のところで、今回、一般質問もありました。

その中で、ごみの量が増えておるんではないかという質問もあったわけなんですけど、特に、生ごみが持っておる水分量ですね、これに関して、なんか伊勢市のほうでは水分をもっと切って、少なくして出してくださいという取り組みが、非常にまだまだ聞こえてこないんで、そこら辺の取り組みはどうなっておるのかお聞かせ願いたいと思います。

●出口清掃課長

今までの取り組みとしましては、広報等での周知をさせいただいているところでございます。以上でございます。

○品川幸久委員

やっぱり水切りネットであるとかですね、やっぱり、マイバックのときのように、こちらのほうからどんどん仕掛けて、それが浸透していくようなことをせんとですね、ただ、広報で水切って出してくださいねというだけではなかなかそれがつながっていかないと、もうほとんどごみの成分が水分があるところからいきますとですね、そういうところの仕掛けというのは非常に大事なことやないかと思うんですけどね。そこらへん責任のある方どうですか。

●可児環境生活部長

本会議でもいろいろ御意見等いただいたところでございます。

確かに今までの通り一遍等の広報だけではなくてですね、地域自治会のほうにも十分入らせていただきながら、また、それぞれ、個人の方でありますとか事業者での減量等につきましては、それぞれわずかな量ではございますが、それが積み重ねとなって、やはり大きな減量につながっていくものと考えておりますので、周知徹底等につきまして、少し工夫をするようなことにつきましても十分検討させていただきたい、そのように考えております。

○品川幸久委員

もう一点ですね、再生資源回収事業奨励金、これは廃品回収における市の補助金なんですけど、23年度までは1キロ当たり6円ついとったやつが3円になされたというようなことでね。この間のごみの内容にしても結構、紙類が混ざってきたというのはね、そういうこともあってですね。

それともう一つは、やっぱり地域の活動としては非常に、PTA活動にしても地域活動にしても、非常に大事なことの、行事の一つだったんですね。やはりここら辺のところは、

もう1回ですね、3円が正しいのか6円が正しいのかどうかよくわかりませんが、その点もある程度検討いただくことも大事かなっていうふうに思っております。これは、地域おこしの一つとしてですね、地域が一つのお金を得る方法として非常に大事なことやと思っておりますので、その点についてはいかがでしょうか。

●出口清掃課長

委員仰せのとおり、地域おこしという部分からしましたら、大変重要なものと理解をしております。

ただ、今回奨励金の変更をさしていただきましたけれども、登録団体等の辞退というのが 2 件ほどでございました。登録的には、全体的な皆さんで御理解いただいて、実施をしていただいているところということで理解しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○品川幸久委員

それはですね、やっぱりやらないよりやったほうがいいというみんなの考えやと思います。それによって、じゃあ、やめよとかっていうことにはならんことやと思うんでね、そこら辺も含めて今後検討課題にしていただければありがたいかなと思っております。以上です。

◎中村豊治委員長

小山委員。

〇小山 敏委員

すいません、塵芥処理費のところで少しお聞かせください。 今現在の収集体制、どのようになってるかちょっと教えていただきますか。

●出口清掃課長

収集体制というと、人数のほうでよろしいでしょうか。

今現在、25年4月1日でございますけども、現業職員56名で運営させていただいております。

コースにつきましては15コースで、燃えるごみにつきましては15コースで実施をさせて いただいております。以上でございます。

〇小山 敏委員

1台あたり運転手1名の補助員が2名でしょうか。

●出口清掃課長

乗り組みとしましては、基本的には運転手1人、乗務員1人、業務員1人と2人体制で 乗っております。以上でございます。

〇小山 敏委員

ありがとうございます。

以前は、運転手1人に2人ついてたかと思うんですけども、それで運転手1名に乗務員 1名で、何ていうんですかな、事故防止とか、よくバックのときにぶつけたりとか、そう いうことが頻繁に報告されとったんですけど、そういうことには、全然支障はないですね。

●出口清掃課長

12月議会でも事故の報告をさせていただいたところでございますけども、その後、笛でありますとか、誘導の指示をさせていただいておりますので、今現在としては問題がないということで理解しております。以上でございます。

◎中村豊治委員長

項2清掃費の審査を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

(午後2時01分 休憩)

(午後2時11分 再開)

◎中村豊治委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。決算審査を続けます。

【款 5 労働費】 一括

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

1件ちょっとお尋ねします。165ページの緊急雇用対策費なんですけど、不用額が1,554万4,927円がございます。

これ県の補助金を使った緊急雇用対策やと思いますけど、1,555万というと、延べ39名雇われたうち、ほかに7、8名がまだ雇える金額が、県の補助金の中、全額補助の中で不用額が出とるというような内容になっております。この辺について、どういうふうにしてこの金額が残ったのか、御回答願いたいと思います。

●中村商工労政課長

事業的には、すべてしていただいておるんですけど、やっぱり人数を募集していただきまして、なかなか就業に至っていただかなかった方が多々ございましたもんで、その部分が減額になっております。以上でございます。

○工村一三委員

各関連事業の振り分けが悪かったのか、どういうふうな形でそういうふうな形で残った のか、非常に残念やと思います。

年間200万ぐらいで生活されとる方もたくさんいらっしゃる中で、特にこの賃金等委託料の中が非常に金額が多く残ってしまった。これ非常に反省点でもありますので、今後どういうふうに対応されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

●中村商工労政課長

すみません、先ほども言わさせていただいたんですが、ハローワークさんのほうに募集をかけさせていただいてもなかなか雇用に至っていない方々もおみえでいらっしゃいます。その方々は、いろんな理由がございますけども、これからまたハローワークさんの方々といろいろ相談しながら、労働については考えていきたいと思っております。以上でございます。

【款6農林水産業費】 《項1農業費》

○上田修一委員

ここで、169ページの地産地消推進事業ということで、お伺いしたいと思います。

これはですね、認定制度と展開とか、三重のえみの生産ということで行ったというふうに書いて、地産地消については継続認定を合わせて48店舗ということでありますけども、 その具体的なですね、当面最初に数字をお願いをしたいと思います。

●藤本農林水産課長

48店舗の目標数ということでよろしかったでしょうか。

平成19年からこの事業を始めまして、実は平成24年度で70店舗という目標を持って事業 に取り組んでまいりました。以上でございます。

○上田修一委員

ということは、まだ68.6くらいしか達成がしてないということになろうと思います。 そのときのですね、できなかった理由というか、こういうのは認定というのは、こちら が一方的に言ってもできないと思うんですけど、何か理由があれば、主なものをお願いし ます。

●藤本農林水産課長

24年度で48店舗目標が70店舗ということでございます。

その中で、目標に達成できなかった理由といたしましては、当然ながら、私ども努力不 足というところはございます。

その中で、お店そのもののですね、敷居が高いと申しましょうか、認定店になるには、こういったことをしてほしいとか、いろいろあるわけでございますので、店の中でそういった食材を利用しているとか、伊勢市産のものであるとかっていうことを表示していただいたりとか、メニューを作っていただいたりとか、あるわけでございますけれども、それ

がですね、実際に本当は簡単なことだとは思うんですけれども、それがどうしても高く、 ハードルのように思えてしまうというところで、私どものその辺は周知不足のこともあっ て、達成の方ができなかったのではないかなと思っております。以上でございます。

○上田修一委員

努力不足とか、認識の問題が出てくると思うんですけど、やっぱり地産地消といって店舗をあげる以上はですね、やっぱりそういうことがどうしても要るんかなと思うんですけど、やっぱりメニューとかそういうもののですね、敷居が高いというのはどういうことでそれを取り除こうとしているのですか。

●藤本農林水産課長

申請そのものは、加入認定店となりたいっていう、お店の方から手を挙げていただくと いうことで、待ちの姿勢でございました。

そういう面からも、手を挙げていただくというところで周知の部分も足りなかったのかな、そのように考えております。以上でございます。

○上田修一委員

待ちの姿勢でやっとったので、こういう目標には達しなかったということです。

しかし、この店の魅力というのもPRがしてないんで、認定店になったから、そういう ものが店舗としてどれだけのものがっていう、費用対効果が考えられると思います。

だからその辺のところもしっかりと相手方に理解をしていただいて、今後とも、そういうことで目標に向かってやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

◎中村豊治委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

農業振興地域の整備促進事業についてお伺いをしたいと思います。

例えば25年本年は大きな見直しがあったということを聞いておるんですけれども、この24年の決算の中では農用地の除外ですよね、17件あったということなんですけれども、我々のところへの農振除外の申請というのが非常にふえておるんではないかなとこんなことを思うんですけれども、その現状と17件の解除ができた状況というのをもう少し、説明をしていただけませんでしょうか。

●藤本農林水産課長

委員おっしゃるとおり、今年は大見直しというところで、毎年行っている一般除外って 言うプラスそういうふうな除外がございますけれども、昨年ですね、17件の除外というこ とでございました。

実際には申請そのものは24件、その中で17件でございます。

中身につきましては、基本的には、分家住宅って言われるような農業に寄与するもの、 直接寄与するもの、もしくは間接的であっても、農業に強く寄与するものっていうところ で、除外の方が出てるところでございます。

傾向としましては、国も、利用集積なりっていうふうに農地を守る方向へかなりきつく シフトされてきております。その関係で、除外についても、厳しくなってきているのが現 状でございます。以上でございます。

○宿 典泰委員

多分ですね、24件というのは、その申請に、どうだろうぎりぎり県の方の許認可になるので申請してみようかというような件数を受けて、含めて26件ぐらいだろうと思うんですよね。

実際には我々のとこへもその農業の振興自体に、今、農家の方も非常に後継ぎがいない、 高齢化になってきた。そんな中で、集積化といえども、なかなか農地がとんでおるもんで すから、まとまった農地になっていないために、なかなか、次の第三者への移譲というの か、農振地のままで移譲するというのがなかなか難しい。

伊勢市の状況を見ても、今までも報告あったのは、非常に高齢化で農業自体を、貢献する人が少なくなってきたから、そのために、出来ない方からできる方、また若い方の育成というんですかね、そういったことへシフトしていこうということで、農業の基本計画、振興基本計画ですか、出されておると思うんですよね。

でもその効果というのが今現在出ておるかというと、私はつぶさには見ておりませんけれども、そんな状況ではないような感じをするんです。

農振地の問題で私は今質問を申し上げましたけれども、全体の伊勢市の農家、農業政策としては、なかなかちょっと国に首っ玉を捕まえられてですね、なかなかこう、伊勢市が独自にやる政策ちゅうのはなかなかできないということも私はそれも理解はしてます。しかしながら、やはりこの農振地についての除外が進まない。

そうすると、それが放棄地になる。委譲ができなければね。放棄地になってしまって、 次の段階へ移行できない。そしてその紹介等々で、農業委員会も入り、JAさんにもお願 いしたいということですけれども、それもままならんような状況だと思うんですよね。

そうすると、この農林課として、伊勢市の農業対策の基本計画にのっとって、これから 農地の保全、また農家のふやすというんですかね、農家の若い世代にふやしていくという 政策についてどのような考え方をもっておるのかちょっとお聞かせをください。

●藤本農林水産課長

委員おっしゃるとおり、農地はそのまま、ただ、後継者は育たない。

それから、後継者が減っていく、そういう中でということでございますけれども、確かに国が進めている方向というのは、農地はそのまま、作物は作ってほしいということでございます。

ただ地元、私ども地方の自治体としましては、正直言って後継者が本当にいないというのは、正直なところでございます。ただその中でもやっぱり、次代を担う新しい農業者もしくは跡継ぎっていうところにもやっぱり力を入れていかなければいけないのではないか

と考えております。その辺のところで、新規就農者対策等も行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いしたいと思います。

○宿 典泰委員

答弁の中にはやはり農林課苦労しとるなということを伺えるわけなんです。私は直接、伊勢市のほうで、農林課サイドで独自にできて、予算が盛れてやれるということはなかなか少ないことも承知をしながら御質問させていただいておるんですけれども、しかしながら、現状とすると、農振の解除はしたい、でも後継がおらんから分家もできない。その中で、もう放棄地になってしまうというようなことが、ままあるわけなんですね。

その対策というというのも、やはりこう具体的に現実的な話として、伊勢市が立案する 必要もあるんではないかなと、こんなことを一つは感じるのと、もう一つは、やはり農業 のなんていうんですか、所得というんですか、農業所得のことをぼんやりわかってみえる 若者もおるわけなんですよね。

だから転作をして、いわゆる違う作物を作っていく、それで収益を上げるような、今日もちょっと見せていただいた6次産業というのがこれから主流になってくるだろうというんですけれども、そのあたりの提案というようなこともね、やはりきちっと具体的にやっていかないと、なかなか今の状況の農業政策だけでは、伊勢市の農家はほとんどもうつぶれてしまうような状況になるんではないかなとこんなことを思うんですけれども、6次産業についての検討というのはここには何も載ってない、成果説明の中には、このあたりのことというのはどういう状況になっておるのか、お聞かせをください。

●藤本農林水産課長

農家独自の所得をふやしていく方法として、6次化っていうのが現在言われているわけでございますけれども、実際のところですね、6次化に向けて取り組んでいただいている農家、真剣になって考えていただいている農家っていうのは、なかなか私どものほうにも入ってきておりません。

その中で私ども、6次化というのは進めていかなければいけないと考えてはおるんですけども、なかなかつかめていない状況がございます。以上でございます。

○宿 典泰委員

やはり若い人たちが農業をやってみたいというような魅力産業になるということは、やはりこういう6次産業化のことも含めてですね、今の現状の伊勢市の状況からすると、なかなかそこへ、到達しないような考え方になってしまうけれども、やはりその組み立てというのは、公共のほうである程度指導というのか考え方のペースをつくってあげないと、なかなかそれに乗り切らんのではないかなとこんなことを思うんですね。

国のほうで農地の貸し借りについても、株式会社が取得できるような話のことも今話題にはのぼっておりますけれども、法制化をされてということになるとまだまだちょっと日にちがかかってしまう、年数がかかってしまうと思うんですよね。そうなると、やはりこの年数がかってしまう間に、やはり放棄地として、なかなかこの農業政策の一方では基本計画立てながら、現実的にはもう違う方向でしたってしまうということになりがちなんで、

そのあたりは早く、こういったこれだけがいいわけではありませんけれどもね。

こういったことで、若い方々が農業をしたいというような魅力ある状況をつくっていく ということが大事ではないかなとこんなことを感じるんです。

もう1点、土地改良事業というのがあります。土地改良事業の中で、今もう既にこの10年程度で済んでおるところというのは、非常にその道路、排水路、それから、用水路という整備が結構できております。

しかしながら、もう20年、25年、30年以前に土地改良と、いわゆる土地改良というのができたときの用水、排水、農道を見てみると、非常にこう格差が出ておる地域があるわけなんですね。

そのあたりというのは、やはりこの農業政策とは別で、環境整備としてはきちっと、手 を入れていかなきゃならんのじゃないかなとこんなことを思っておるわけです。

1年間の中にぼちぼちそういった整備をしていくということになると、1年でぼちぼちしておることになると、先ほどの話ですと、なかなか進まないような状況になってしまうので、それは一気にとは、言い方はちょっと乱暴ですけれども、非常に手を入れながらやらないと、農業政策としてもなかなか環境整備が進まないということになりますので、大体場所も議論させてもらっておるところもあると思いますけれども、そういった面での後押しというんですか、そのあたりのことをどのように考えておるのかお聞かせをください。

●藤本農林水産課長

今おっしゃられた農道なり用水路、排水路という面につきましては、農業っていうものの基礎となるものだと思っております。それがあって初めて農業が行える、作物が植えられて収穫もできると考えております。

ですから、その面については、要望もたくさんいただいておる中で、先生おっしゃるとおり、本当にちょこちょこという形でしか進んでいていないのが実態でございます。あとそれから、委員さっきおっしゃられたのですけども、土地改良事業そのものが、私もあまり書類も残ってないというぐらいの、記憶も薄いような事業が完了した。それから新しいところというのは、本当に圃場そのものの大きさ、それから道路、用排水路の大きさ、今の現状にあってないようなものもございます。多々、見受けられます。その地区が当然出てくるわけでございますけれども、やはりそれらの部分につきましては、同じようにとまではなかなかすぐにはいかないと思いますけども、ある程度時間をかけてでも、整備はしていきたいと考えております。以上でございます。

○宿 典泰委員

わかりました。今の環境整備のことにつきましては、やはりこの決算書見させてもらって、別に補正で大きくなったという様子も見れないし、これで決算は終わっとるわけなんですけれども、相当課題を積み残した形で決算されておるわけですよね。

それが今、現状として、その地域差がなくてですね、農業政策として環境整備が進んでおるんなら僕はもういいと思うんですけれども、積み残しの中に、こういう現実があるということですから、もう一度やはりそのあたりの後継者の問題も含めてですね、農業振興の基本計画ですか、そういったことも踏まえながら、これからの25年度の実行についても、

よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

◎中村豊治委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

今、宿委員のほうからいろいろと御質疑、御質問されて御意見っていうかね、考え方を述べていただきました。

本当にこの状況というのは、なかなかと改善できていないというのは、これ毎年言われておるところでございますが、ひとつこの6次産業化っていうふうな部分が本当に出てきたっていうふうな状況の中で、これ、考え方がね、ちょっと農業の従事者の方からだんだんと6次、要は加工して販売してというふうな状況だけを考えとるもんで、少し難しい部分ができてくるんかなと、例えば言うと、若い担い手がまだ育っていないのにそういう状況を考えるっていうんではなくてですね、逆から3次産業の方たち、その方が販売してます。それを作るという2次産業の部分、そこの部分で食材を、販売する自分たちで作っていこうやないかって、3、2、1というふうな状況で係わっていくっていうことも大切なんじゃないかなというふうに思っています。

そこら辺で、これ商工課と農林水産課、これ食材のほうと結局は販売するほうっていう ふうな状況になりますんで、そこら辺の連携強化っていうのはできないもんなんでしょう か。一点だけお答えください。

●藤本農林水産課長

委員おっしゃられるとおり、農家の方っていうのはやはり、今まで農業を一本でやって こられた方ということになります。

3次産業なり2次産業なりという方たちというのは、やはりその辺のあたりのノウハウというのは当然持ってみえる方でございますので、1次産業から起こして、2次それから3次産業というところでですね、タッチできる部分というのはかなりあるんではないかなと思っております。以上でございます。

○浜口和久委員

わかりました。

ですから私が言っているのは、要はそこでお金がもうかるか、もうからないかっていうふうなところで、若い担い手が育ってこないという状況に詰まってるわけですよね。

ですから、逆に言うと、販売者の方たち、それから加工者の方たち、その方たちが自分たちの食材をつくるというふうな部分の中で、農業従事者の人のほうヘアピールを逆にしていくというふうな形の中で、商工課と農林水産課ともう少し連携ができないですかっていうふうな形の御質問させていただいてるんです。

これ両方とにまたがるんで、部長さんぐらいから御答弁いただけたらお願いします。

●三浦産業観光部長

今御提案いただいた内容につきましてはですね、当然販売ということがスタートになりますと、生産者のほうへ、例えば指定農園を設けていただくとか、要は販売する側から指定農園を設けていただくとかという方法もあろうかと思いますので、そういったことは十分連携が可能かと思いますので、進めていきたいと考えております。

《項2 林業費》 発言なし

《項3 水産業費》

○福井輝夫委員

それでは、目3の漁港管理費ですね、これにちょっと関係あると思いますので、お聞き します。

実はですね、地元の議員に代わりましてちょっと質問させていただくんですが、豊北漁協の海岸の整備ということで、地元の方からもいろいろ要望も出ておるかと思うんですけども、有滝海岸の防潮堤ですね、こちらの部分が平成17年から20年にかけて、コンクリートで工事をしてあるわけなんですけども、520メーターですね、それが、その先まだずっとあるんですけども、切れておると。今の現状としては、宮川の残土をその先へ積んでおるということで、その補強のために植栽をするということではありますが、途中道路もあったりするところは完全に切れておるところもあると。

そういう現状の中で、先の東日本大震災においては大きな津波がありまして、その津波の恐怖というか、そういうもので地元の方々が非常に不安がっておるという現状がございます。

それで、1番いいのは、コンクリートで520メーター延びとる堤防を延長するのが1番いいということだと思うんですが、その辺いろんなことで、国との年の要望とかいろいろこれからもしていただく必要があろうかと思うんですが、今、その辺についての今後の成り行きですね、今市はどう考えてみえるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●藤本農林水産課長

有滝の防潮堤につきましてはですね、平成17年から整備のほうをさせていただきまして、 当初の市の希望といたしまして、今切れている部分ではなくて全延長の部分を要望のほう をさせていただいたところでございますけども、実はその背後地といいまして、堤防の後 に民家もしくは人が集うような工場であるとかというようなところがあるかないかという ところで、その先がないっていうことで国のほうから予算の部分を切られたという経過が ございます。

それもあったんですけれども、そのあとで、何とかその、いきなりスパッと切られた形で何もない形になっておるものですから、宮川の、国の宮川の工事、堤防改修等とかで出ました残土をちょっと置いてもらったわけでございますけれども、ただ、私も残土そのもので堤防のかわりになるとはやっぱり思っておりませんので、今後とも、その堤防の未着手の部分につきましては、県なり国なり要望を続けてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

その辺、現状を見ますと、520メーターのとこですぱっと切れた、その後ですね、やっぱり建物・工場あります。

それで、波は堤防に直角にくるとは限りません。少し斜めから来ると完全に直撃します。 そういう中で、国がその判断をした部分が、やはりちょっと津波のことを考えると、も う少し延ばすべきだということで、もう少し強くですね、根気よく国のほうへ要望を出し ていただきたいなと思うんですけども。

それと、今の状態で宮川の残土を積んであるだけですとね、大きな津波が来たときに、 その堤防の代わりになっておっても洗われてしまうと、なくなってしまう可能性大だと思 うんですね。その辺も加味しながら、国へ積極的に、今後、要望していただきたいと思い ますけどその辺いかがでしょうか。

●藤本農林水産課長

先ほども私のほうからお話させてもらいましたけれども、あくまでも今のその残土の山というのは堤防とは考えておりません。今後とも引き続き、国のほうに強く要望していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

【款7 商工費】 一括

○浜口和久委員

ここで1点、伊勢志摩卸売市場ですね、この出資金、これはですね、成果表を見させていただきますと、1万7,107株というのを増資したということで、経営の安定に努めたということなんでございますが、ここの部分で、その経営の安定の部分も本当にこれは1番根幹になる大事な部分なんですが、敷地建物ですね、そこら辺もかなり傷んどるような形を感覚で私受けるんですけども、その卸売市場の耐用年数とかっていうのはどれぐらいなんでしょうか。

●中村商工労政課長

すいません、昭和57年4月の27日に開場しておりまして、管理事務所は鉄筋コンクリート造りで耐用年数は50年、卸売市場のほうは鉄骨造りで31年でございまして、これはあくまでも税法上の償却資産でございます。以上でございます。

○浜口和久委員

わかりました。

税法上の償却資産、これが31年っていうことですかね、耐用年数は50年ということでご ざいますね。

これ、24年度は改修か何かなさってますでしょうか。

●中村商工労政課長

すいません、先ほど償却時間という形で償却期間でございます。

それとあと24年度の修繕費でございますが、卸売市場のほうで施設の安全確保のために、 経年劣化した施設の改修を進めていただきました。談話室の整備、屋上漏水防止、ろ過機 の修繕、舗装等を行っていただきまして約900万円の工事を行っていただいたところでご ざいます。以上です。

○浜口和久委員

わかりました。約900万円の工事をしていただきましたということでございますけども、その他の部分大きな部分ですね、何か老朽化が著しいんではないかなというふうな感じがするんですが、ここらへん、出資して経営の安定には努めてこちらもてこ入れをしたというふうな部分でございますけども、この公共マネジメント白書とかこんなんも出てますけども、この中には、市場は第三セクターということで入っておりません。

そういったとこにもまだまだ金がかかってくんではないかなっていうふうな状況、それは株式会社の中で借金をしてもらってやる状況でございますが、かなり大改修になりますと、こちらもてこ入れをしていかないかんのと違うかなというふうな形で思っておりますので、今後の改修の目標とかそんなんはございますでしょうか。

●中村商工労政課長

今は修繕で対応させていただいてもうとるのが現状でございます。

議員仰せの卸売市場の施設の建替え等をする場合ですと、やはり株主であります、3市伊勢市、鳥羽市、志摩市、3町玉城、度会、南伊勢、また荷卸売会社ですね、伊勢山田青果株式会社と株式会社伊勢魚類市場、あと2銀行、株式会社百五銀行様と株式会社みずほ銀行さんとともに検討していかなければならない大事な重要な事項やと思っております。以上でございます。

(「わかりました、検討してください」と呼ぶ言あり。)

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

商工費の振興費のところでお伺いしたいんですけど、前からも申し上げておるんですけ ど、中心市街地活性化のほうのもとですね、今ちょうど外宮参道のところが非常に活気が ついてきたと。でもまだ6割ぐらいかなと思うんです。まだまだ伸びる、広げていくこと は重要だと思います。

その中で、前も言わせていただいたんですけど、新たにそこに土地を求めて商売をされた方、今、神泉さんのところなんかは、固定資産税の免除というふうな話も出ておりますが、今そこんとこに出られたとこに、やっぱり商工の政策としてね、ある程度のそういう免除的なものを出すことによって、じゃあうちもやってみようかといって、どんどん現れ

てくれることもあると思うんですね、そこら辺をぜひともやらんとですね、今度、まちづくり会社ができたときに、あとのものがそういう恩恵を受けるみたいなことがあると非常に問題かなと思っとるんですけど、そのとこの考え方をちょっと教えてください。

●中村商工労政課長

今議員仰せの、今現在やっていただいておるお店等の補助等は何もございません。

現在、伊勢市の庁内で、伊勢市市街地活性化プラン案の作成をするに当たりまして、中心市街地活性化庁内検討会というのを、検討を始めさせていただきました。その中で、商工労政課としてやるべきことを補助金等も含めて考えていきたい、と思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○品川幸久委員

いつも商工の政策が薄いんではないかと、なかなか商工の政策というのは打ちにくいのは十分承知の上で聞いいとるんですけど、やっぱり、中小企業とか色んなことも含めて、いろんな意見を入れてですね、すばらしい政策を出していただきたいと思います。

もう1点ですね、TMO構想の推進事業が、一応、今年度で終わったわけなんですけど、 そこのとこの事務所も新道商店街に置かれて、その中で、商店街振興対策事業等々もあろ うかと思いますが、今の新道商店街についてですね、TMO構想も含めた中で、どのよう な考え方がまとまったのか、私どもとしてはそういうふうな話が全然聞こえてこないんで、 できればここで教えていただきたいと思います。

●中村商工観光労政課長

議員仰せのTMOのほうなんでございますが、17年の1月から開始させていただいておりまして、今現在事務所の方は、議員仰せの閉めさせていただいておる状態でございます。25年度中にですね、商工会議所さんのほうと相談をさせていただきまして、TMOのあり方、そしてまた最後の報告書等についても検討させていただいて、お出しできるように努力させていただきます。以上でございます。

○品川幸久委員

私が聞いておるのはね、やっぱりそこのTMOのひざ元で、そこでやられとってですね、 当然そこの商店街の活性化というのが1番目の前のことだと思うんですね。私どもも地元 におるんですけど、あそこの商店街振興の中で全然どのようにここを活気をつけていこう かというような、こんな話が全然見受けられないんですね。

中では本当に一生懸命、かんかんがくがくでやられとると思うんですけど、そこら辺がちょっと、わからないんで、できれば御披露願いたいと言ったんで、もう一回お願いします。

●中村商工労政課長

新道さんのほうでございますと、新道の夜のにぎわい、例えば新道の夜のにぎわい作り ということで、旬の海鮮フェスティバル等いろんなことをやっていただきまして、新道の 屋体村等もやっていただきまして、集客を増やしていただいておる状態でございます。

また、地域の参加イベント等でいろいろな、今回の白石曳きによる奉献団による木造り等またバンド演奏と観光PR等もしていただきまして、お客様がふえるように努力していただいておる状態でございます。以上でございます。

○品川幸久委員

それは商店街さんを含めて、事業として取り組むことであって、やっぱこのまちづくりとしてどうあるべきかというところをしっかりと研究して出していただきたいと思います。 終わっておきます。

【款8 観光費】 一括

○中山裕司委員

それじゃあちょっとお尋ねをいたします。

この目3ですね、伝統文化推進費、これにつきましてね、この事業に関してすべて総括されておりますか。

●岩村観光事業課副参事

すいません、民族行事の事業につきまして総括と言われることでございますが、基本的に、この民俗行事と言いますのは、お白石持行事が直近でございまして、それにつきましては、今後総括はしていきたいというふうに考えております。

また18、19年に行いましたお木曳き行事については総括をさせていただきまして、盛大に7万7,000人の方がお見えになったということで、成果は上がっているものと理解しております。以上です。

〇中山裕司委員

そんなことを私は尋ねておるんじゃないんですよ。

この今の話やないけども今回の決算のね、この成果説明書も実にずさん、この程度のしか認識がないということなんですよ。これ、今出してきとるこの24年度予算で出てきとる。この予算も全くその今の民俗伝統行事推進事業、決算もそのままで、これまた、決算書が出てきておる。決算書の先ほど言った成果説明書がまさしくずさんで、あなたがたこれだけしか説明しておらない。

平成25年度に行われるお白石持行事に向けて現場シミュレーションを実施するなど、準備を進めた、また札幌雪まつりにおいて大雪像の制作を行うなど式年遷宮の広報誘客を行った。であるならば、現時点で、行政として、伊勢市としてできる総括はすべきじゃないですか。決算だから、総括はきちっとすべきじゃないですか、現時点で。どうです。

●岩村観光事業課副参事

すいません。24年度の負担金におきましては、再度御説明させていただきますけど、ご 遷宮対策事務局におけます支援ということで、事務経費等々に使わさせていただいており ますのと、今委員仰せのですね、誘客 PRにつきましてのお金2,100万につきまして、支出をさせていただいております。

あと、残りにつきましては、初穂曳関係等々の支援をさせていただいておるわけでございます。以上です。

○中山裕司委員

これ助成金か補助金かな、これあがっとる。こんだけの大金を市として支出しとるわけですよ、これは。あなたはそれに対して、この今ここに出ていますよ。これもどうかと思いますけれども、この24年度御遷宮対策委員会の収支決算書というのが出ておりますけどね。これもやっぱりきちっと、これに基づいて伊勢市がじゃあそれだけの支出をしたけれども、それに対してどうなんかということは、やっぱり市民に対する説明責任があるんじゃないですかこれは。

すべて出しておるから申請をして、これ今の対策室に出しておるから、そこが終結した 時点で出しますじゃないじゃないですか。24年度で予算執行されておるんですよこれは。 市民に対する説明責任があるんじゃないですか、これは。

すべて他力本願でこれを、ここはすでに出とるんですよ、正確なもんかどうか私わかり ませんよ、これは。

じゃあそれに先駆けてやっぱり市民に対して、こんだけの金が出とるけれどもこうだということの説明をする責任があるんじゃないですか、これは。

●岩村観光事業課副参事

委員仰せのですね、言われますように成果書につきましては、若干、不足点につきましてはおわび申し上げます。

ただ市民の皆さんにとりましては、PR、リーフレットとか、そういうのでPRをさせていただいてますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

(「そんなもの答弁になっとらん」と呼ぶ声あり。)

○中山裕司委員

そんなもん、答弁になっているとあんた思っているか。子供だましのような答弁しとったらいかん、そんなものは。具体的に言うならば、あんた色々なことをこれ今の話しやけど、伊勢市が2,740万出しとる。これには雪まつり以外のものも色々使っているでしょう、これは。それは、我々もわかっとるんだから。じゃあ、少なくとも札幌雪まつりに限定して、きちっと今の話やないけども、24年度事業で終わってるんだから、まず、札幌雪まつりの経費内訳なんかもこれ出ておりますよ。どこどこはいくら、どこどこはいくら、伊勢市は1,700万出とるわけですよ、これは。総事業費の3,780万のですよ、うち伊勢市は1,700万支出しとるわけですよ。

そしたらそれに対するどういうような効果があって、どういうような、いわゆる費用に 対する効果、費用対効果というんだけども、それはどうなったかということのですよ。

これはやっぱり市民に対して説明する必要があるんじゃないですか、それは。何もされ

ておらない。ただ単に札幌雪まつりの概要というようなもので、こんなもの、今の1枚の こんな説明でですよ、私から言うとごまかしにしかすぎん。

だから、これは、きちっと雪まつりやったら雪まつりに対して、これは私はね、こんなもの今の話やないけど、これは確かにメディア向きには効果は大きかったと我々は認識をしておるけども、メディア向きには効果があった。しかしながら、本当に伊勢市の将来の誘客の対策として、対応としては本当にどうだったかということは非常に疑問が残る。

これはやっぱり誘客というものは、一過性のものであってはならん。継続して、これだけの金を使うとするならば、継続してきちっとした誘客対策をですよ、これ組むべきやないですか。そのためにもきちっとした、現時点で出せるところの、私は報告書、いわゆる決算に対する成果説明書は出すべきやと。こんなものは今の話、成果説明書になりますかこれ。あなた方はそういう認識をしとるんかなこれは。部長、答弁しいあんたが。

●岩村観光事業課副参事

すいません、3,780万の内訳にございましてはですね、すいません・・・

雪まつりの関係につきましてはですね、市からは2,100万をいただいておるわけでございますけど、1,700万をいただいておるわけですが、(「1,700万とさっき言ったやないか、2,700万やないんやぞ。」と呼ぶ声あり。)他の市町村から、及び企業等からもいただいておりまして、3,780万で運営させていただいております。

その内訳としていたしましては、雪像の制作費及びPRブースの関係費等が1,500万、 そして、雪まつり会場のPRブース及び事前等の準備等につきましてが1,800万、それと、 地下の、札幌駅から大通公園会場までの地下通路がございまして、そこでもPRをさせて いただきましたので、それが480万で計3,780万となっております。

また、委員仰せのですね、効果といたしましては、当然、委員が仰せられたように、パブリ効果としてはあったということでございますが、そのとおりでございまして、ご存知のように、全国版のNHKとか、あるいは中京テレビ、読売テレビ等々で全国的に放映されまして、パブリ効果としては約5億円以上あったかということで試算しております。以上です。

○中山裕司委員

私がみな言うとること、数字なんかでも間違いながら答弁しとるし、そういうようなことに使われたことは私たちは全部わかっておるわけですよ、その内訳は。使われた金額の内訳は皆わかっとる。

それだとするならば、先ほどから言ってるように、そういうものがきちっとやっぱり市民に対して、決算が出ておるとするならば、きちっとそういうようなことに対する情報を市民に提供すべきやないですかこれは。これ今ここで24年度の決算審査でやってるんだから。その前に、きちっとしたやっぱり責任ある説明責任を果たすべきと違いますかこれは。言われたから言うて、今の話やないけど、そういうことです、こういうことですと説明するんでは私はないと思う。

あえて言うときますけれども、多くの矛盾を含んどる。決算書を見てもですよ、あなた が今説明したようなことに関しましてもね、非常に大きな矛盾をはらんどると私たちは思 っておるし、これはきちっとやっぱり究明をしていかなきゃならん。

これだけの多くのやっぱり金をあなたはやっぱりNHK、私先ほど申し上げたけれども、メディア向けの効果を非常に大きかったと、私は今の話やけど認識はいたしておりますよ。しかしながら本当に伊勢市の誘客のために、どれだけの大きな効果が果たして果たされたのかということはね、これはやっぱり謙虚にきちっとやっぱり精査しなきゃならんし、分析しなきゃならん。それが今後の伊勢市の大事なポスト遷宮に結びつくところの誘客対策につながっていくんですよ。浮ついた気持ちで、そんな誘客で、まつり気分で浮ついた気持ちで誘客なんていうのが現実的にありえるかどうか。よその観光地の事例を見てもそのとおりなんですよ。

だからそういうようなことで、何も今の話やないけども、伊勢市に来ていただく観光客は北海道だけではないですよこれは。全国津々浦々、多くの皆さんがたが伊勢市にやっぱり来ていただくということですからねこれは。だからそういうようなことですから、我々は売られた喧嘩はきちっと受けとめて、きちっと今の話やないけど対応していくつもりでおります、この問題も含めて。

そしてまた、今の申し上げたように、これらの問題についてもですよ、きちっと今の話やないけども、今回出されておる、収支決算書に対しましても大きな疑義を感じておりますから、あわせて伊勢市に対しても、伊勢市に対して逆にきちっとした監査請求をしていくつもりであります。だから、・・・

何を言うとるかこら宿、何を今の話、何だ今のその態度は。

◎中村豊治委員長

休憩します。

(午後3時04分 休憩) (午後3時08分 再開)

◎中村豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。決算審査を続けます。 ただ今中山委員の質問に対しまして、答弁をお願いいたします。

●三浦産業観光部長

今御指摘いただきました決算書、市民の方にもわかりやすい説明ということのご指導で ございました。

ご遷宮対策事務局とご相談の上、皆さんにわかりやすい資料をお出しできる分については出ささていただいて、皆さんに雪まつりの事業等の24年度事業等の説明を今後していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

◎中村豊治委員長

小山委員。

〇小山 敏委員

ちょっと旅客誘致のことでお聞かせください。

伊勢のですね、観光情報発信事業というか、これは発地型に重点を置いているんでしょうか、それとも着地型に重点を置いてるんでしょうか。その辺をはまず最初お聞かせください。

●北村観光企画課長

基本的には、発地のほうに重点を置いております。以上でございます。

〇小山 敏委員

最近の観光客はですね、1日の行動予定をあらかじめ決めて、伊勢に来ていただくというよりは、伊勢に到着してから、いろんな情報収集をしながら行動計画を立てるようにも聞いとるんですけども。そうなると、着地型といいますか伊勢に来てからのいろんな情報を発信していく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

●北村観光企画課長

発地のほうで旅程のほうを決められてない方につきましては、伊勢のほうに来ていただいて、観光案内所等ございますので、そこで、マップなり渡させていただきまして、伊勢のですね、観光地の御説明をしていただいとるというところでございます。

〇小山 敏委員

それではですね、伊勢に来ていただいた方に、ちょっとでも伊勢に金を落としていただくためには、ちょっとでも長く伊勢に滞留していただく必要がございますよね。そのためのいろんな情報といいますか、提供していく必要があるかと思うんですけども、その辺はどうですか。

●北村観光企画課長

以前からですね、外宮さんも観光客数がふえてきておりますけども、その外宮さんへ集 客する、まず外宮さんへ来ていただいて、また内宮さんのほうへ回っていただくと、いう ふうな事業に取り組んでおります。

観光協会さん商工会議所さんとともに、木札の事業や朝市の事業、また外宮さん、商工会議所さんにおいては、楽市、それから会議所さんにおいては奉納市と実施をしていただいておりまして、とにかく外宮さんのほうへ来ていただいて参っていただいて、またそこでお昼も食べていただいて、それから内宮へ参っていただくということを考えて事業に取り組んでおりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

〇小山 敏委員

ありがとうございます。

伊勢に来ていただいた、ずいぶんこの遷宮を機にですね、入り込み客増えてるように思いますので、その来た方を逃さないように、しっかり金を落としていただくように考えて

いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私は、外国人観光客誘客推進事業のところで少しお聞きしたいんですけど、具体的にどのような戦略をもって、あんまり県とかそういうのを、伊勢志摩キャンペーンとかそういうんじゃなくって、伊勢市独自としての考え方はどのように持っておられるのかお聞きしたいと思います。

●北村観光企画課長

伊勢市としましては、今のところ県も鳥羽のほうも含めてですね、アジア系の方を誘客 に取り組んでおるんですけども、伊勢としましては、これからリピートにつなぐと思われ るヨーロッパ系の外国人さんを伊勢のほうに来ていただこうというふうに考えております。 以上でございます。

○品川幸久委員

それに対する発信ですね、こちらのほうからの情報発信というそういうところはどう考えておられますかね。

●北村観光企画課長

もちろん観光協会さんと一緒につくらせてもらっているホームページ等も、外国語版も 充実をさせていただいて、また桂サンシャインさんとの事業でのユーチューブの発信等、 また、フェイスブック等も活用しまして、情報発信をしておるというところでございます。

○品川幸久委員

そういうところにアクセスされる方というのは多いんでしょうか。

●北村観光企画課長

確かにまだまだ、桂サンシャインさんの部分についても少ない部分もございますけども、 今後の課題としまして、どんどん外国人さんの方に見ていただくよう取り組んでまいりた いと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○品川幸久委員

伊勢市もツールを探してですね、そこのところを発信すれば、結構世界に飛んで行くというようなツールも開発していただいて、推進していただきたいそんなふうに思いますのでよろしくお願いします。

◎中村豊治委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私もこの観光の部分で、少し質問させていただきたいと思います。

先ほど中山委員のほうから、この決算の概要書の出し方のことで、いくつか質問や指摘があったかと思いますが、私も少しこの概要書はもう少し詳しく書いてもいいんではないかなと思う部分がございます。

例えば先ほどフェイスブックの話が課長より御答弁がございましたが、例えば、フェイスブックであれば、「いいね!」という数で今のアクティブユーザーというのがはかることができます。これが今決算時で何人になったかという表示もございませんし、この決算の概要書と決算書を受け取った時点で事業が成功だったのか失敗だったのかを、これを見てつぶさにわかるような形を、もう少し僕はとるべきではないかと思います。

例えば少し1ページ戻っていただいて438ページ、概要書の旅客誘致受入宣伝事業というのがございます。この中に各それぞれいろんなところに、広告を出されたというような経緯があるんですが、簡単な説明は上にあるんですが、内容をよく見てみますと、長野県に対して、全75件の掲載のうち23件が長野県です。全国のものを引くともう少し割合が高くなるんですが、実質3分の1程度が長野県に対する発信となっております。

これに対しても、是非を判断するために、なぜ長野県だったのかというのが、やはりここに詳しく書いてない、わざわざ聞かないとわからないというような形になってますんで、やはりこれは市民にオープンにもっと公開されるものという認識で、もう少し詳しく概要書は書かれるべきではないかと思うんですが、ちょっともう1回そのあたり御答弁をいただけますでしょうか。

●北村観光企画課長

確かにですね、委員仰せのとおりですね、表の中身としましては、広告の掲載をした雑誌名、新聞等、それから地名等になって、なんで長野やっていうふうな部分というところについては、不足をしているというふうに思います。大変申しわけございませんでした。

で、長野につきましては、今伊勢から 4 時間を超える地域というふうなことを重点地区というふうにしましていろいろやっていく中で、24年度、23年度、こう見さしてもらうとですね、広告をうった中で、パンフレット請求をしていただくことをやってるんですけど、そのパンフレット請求の多いのが長野でありですね、また、こちらへそのアンケートの中身でもですね、伊勢への熱い思いがあるというふうなことで、今回も長野のほうへ重点的に広告をうったというところでございます。

○野崎隆太副委員長

ありがとうございます。

あくまでもこれは決算で、その年の事業は成功だったか失敗だったか、また正しかった か正しくなかったのかいう総括ですんで、そのあたりはできる限り詳細にお願いをしたい と思います。

その中で、先ほど品川委員の質問の中でも少し名前が出てきましたが、外国人の旅客の

受け入れ事業がございます。この中に、先ほどのユーチューブの閲覧回数というものがございます。ページにして概要書の444ページ、外国人観光客誘致推進事業、ユーチューブ閲覧回数2,526回、うち外国200回、映像本数が19回と書いてあります。

単純に19で割ると映像の1本あたりの再生回数は100回ちょっとぐらい、外国からの閲覧は10回ぐらいというような数字になるんですけども、インターネットに明るいかと思いますんで、よかったら市長この数字に、純粋に感想だけでもよかったら教えていただけますでしょうか。

●鈴木市長

ユーチューブの再生回数につきましては、まだこれからどうやって伸ばすかというのは 課題になろうかと思いますので、また議員の皆様のホームページでも御紹介いただければ ありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○野崎隆太副委員長

ありがとうございます。そうなんです、少ないんです。

これの中にですね、2ページほど戻っていただきますと、伊勢市の観光協会との協働のホームページの事業というのがございます。平成24年度は121万4,201回アクセスがありました。ここから見た人がすべてこれを見るとそんな話ではないんですけども、観光協会のこのホームページ、今日載っているホームページと比べても圧倒的に再生回数が少ないんです。

こういったときにですね、やっぱりその、単年度で見て、事業が成功だったのか失敗だったのかっていうのを、もっと真摯にやっぱり認識をして、成功であればもちろんいいんですけども、失敗であったときに、この総括の中で、やはり、担当課の意見としてもっとどうするべきであったとかいう反省点は、本当はあってもいいんじゃないのかなと思うんですけども、今もしここから再生数を伸ばしていくのか、事業として撤退するのかというのは、色んな時点で判断が決まってないかと思うんですけども、今後、せっかく作った資料を生かしていきたいとかそういう思いがあるんでしたら、今の考えをもしよかったらお聞かせいただけますでしょうか。

●北村観光企画課長

確かにですね、延べで1年間で365というふうな回数で割ると、回数的には少ないかなというふうに思っております。ただ始まったんが24年の8月からということとかですね、番組につきましても、もういっぺんに出すということではないので、その間3月まで月にいっぺん程度出していくというふうなことになっておりますので、すぐにはですね、回数はちょっと少ないかなというふうに思っております。

25年の2月現在では、全体で1,700件ぐらいありまして、ここに書いてある、4月22日現在で2,500件というふうなことですので、徐々には伸びてきておるんですけども、議員仰せのとおりですね、やっぱり回数を見ていただくのが1番いい視点だというふうに思いますので、この事業の成果も含めまして、まとめて考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○野崎隆太副委員長

すいません、最後に1点だけお伺いしたいと思います。

もしこれは持っておればで結構なんですけども、こういった成果書の中で、観光というのは、特にその誘客の事業であったり宣伝の事業というのは、外に発信に関しては今すぐ成果が出るのではないと思っております。例えば宣伝に対して、何パーセントリターンがあったかというのを今年度中に出せというのは不可能だと思ってます。

しかしですね、例えばこの先ほどのユーチューブの事業であるとか、フェイスブックの 事業なんかであれば、事前に目標値というのはある程度設定することで、事業の成否を出 すこともできるんではないかと思う部分もあるんですけども、その目標値の設定というこ とに関して、今その数字があるかどうかは別にしても、どのように考えているかだけお聞 かせいただけるでしょうか。

●北村観光企画課長

確かに情報発信をしていく上で、どれが1番効果的なんかという部分につきましては実施してみなければわからない部分ということもございまして、いろいろフェイスブックにしろユーチューブへの取り上げにしろですね、やらせてはいただいておるんですけども、そういう一応の目標値を持ってやるっていうのはやっぱり事業の成果として必要と考えますので、今後そういう視点を持ってやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野崎隆太副委員長

ありがとうございます。

ぜひ長期の視点と、それとは別に短期の目標等もっていただいて、そういう形でぜひ行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎中村豊治委員長

世古委員。

〇世古 明委員

観光の中の、旅客誘致費の各種集大会誘致開催補助金ということで389万あがってます。 内容としては、概要書に詳細が載っとるわけですけど、これ前年と比べると、人数、また 大会等増えたかどうか教えてください。

●北村観光企画課長

24年度が25件の、この成果表に書いてあるとおりでございまして、23年度につきましては27件の延べ参加者数が2万8,000人、それから宿泊者数が9,700人ということで、延べ参加者数と宿泊者数についてはふえておるというような現状でございます。

○世古 明委員

これ概要書見せていただくとサッカーとか野球とかわりあい限られた種目になってくると思うんですけど、集大会というと、当然のごとく単独の試合じゃなくて結構多くのチームが集まってきて、試合をしてというと、1会場では無理やから大体2会場、3会場、4会場、大きくなればなるほど、会場は多くいると思うんですが、サッカーの部分については大分整備をされてきてますけど、野球とかも本当に大きな大会になってくると、今倉田山公園野球場改修していますけど、メイン会場だけがすばらしかっても大会誘致できないと思うんですね。

だからサブのグランドがある程度整備をしていかないかんと思いますし、違う種目に至っては主会場を整備していくということが必要やと思いますし、観光だけでできやん部分が多いと思いますけど、庁内通じてですね、やはり本当に伊勢へ来てもらって、試合して泊まってもらっていうのが狙いやと、その辺のことも考えていかんとこれから難しいんではないかなと思うんですけど、その辺いかがですか。

●北村観光企画課長

この集大会の事業につきましては、平成25年度のほうで新たに事業を拡大をしまして、サッカー場のほうが5面できたというところで、合宿等も含めて、それから、宿泊単価5,000円にしまして、ぜひ伊勢に来てもらいやすいというふうな形での事業のほうに転換をしておりますので、その辺でたくさんの方が来ていただけるんじゃないかというふうに思っております。

あと庁内としましては、二見総合支所等で関連する部分が多いですので、そこと情報共 有しながら、やっていく方向で考えております。

〇世古 明委員

サッカーについてはわかるんですが、ほかの種目について考えているものがあれば教えていただきたいと思います。

●北村観光企画課長

今委員のほうからもご説明のありました倉田山球場の改修も行っておりますので、生涯 学習・スポーツ課とも連携をとりまして、野球の方もたくさん来ていただくよう、連携を とってやっていきたいというふうに思っております。

○世古 明委員

わかりました。サッカー、野球だけでなく、ほかテニス場もありますし、その辺充実して、施設が充実されれば来るし、遷宮があった伊勢でっていうのは多く考えられておると思うんで、その辺庁内で検討していただいて施設の充実をお願いしたいと思います。

◎中村豊治委員長

款8観光費を終わります。

お諮りいたします。

本日はこの程度で散会し、13日、午前10時から継続会議を開き、款9土木費、項1土木

管理費から審査を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をさせていただきました。

本日御出席の皆様には、開議通知を差し上げませんから、御了承いただきたいと思います。

それでは、これをもって散会をいたします。

(散会 午後3時28分)

上記署名する。

平成25年9月12日

委 員 長

委 員

委 員